

▽町の情報

スマホで広報



まちいろ



町HP



井川町役場

〒018-1596

秋田県南秋田郡井川町

北川尻字海老沢樋ノ口 78-1

☎018-874-4411

井川町

IKAWA TOWN LIFE GUIDEBOOK

くらしの便利帳

2024年度版

豊かに咲き誇る

笑顔で心が弾むまち

もくじ（ライフイベント別）

目 次

○ 転入	◆届出(3頁) ◆マイナンバーカード(5頁) ◆各種相談窓口(6頁) ◆介護保険(34頁)
○ 妊娠・出産	◆届出(3頁) ◆国民健康保険(11頁) ◆出生育児一時金(13頁) ◆母子健康手帳交付・乳幼児健診(38頁) ◆乳幼児定期予防接種(40頁)
○ 子育て・保育	◆母子福祉・児童福祉(27頁) ◆子育て世代助成(39頁) ◆児童施設等(42頁) ◆子育て支援多世代交流館「みなくる」(43頁) ◆放課後児童クラブ(43頁) ◆学級・講座(46頁)
○ 入園・入学	◆幼保連携型認定こども園 井川こどもセンター(42頁) ◆井川義務教育学校(44頁) ◆奨学金の貸与(45頁)
○ イベント・スポーツ	◆公民館事業(46頁) ◆各種スポーツ大会・スポーツ施設(47頁)
○ 18・20歳到達	◆選挙(51頁) ◆国民年金(18-19頁)
○ 就職・仕事	◆各種証明(6頁) ◆国民健康保険(11頁)
○ 納税	◆各種口座振替(7-8頁) ◆町税の主なもの(9頁) ◆税務に関する届出(10頁)
○ 結婚・離婚	◆届出(3頁) ◆マイナンバーカード(5頁)
○ 土地購入・境界確定	◆印鑑登録(4頁) ◆道路・河川の境界／占用(54頁) ◆土地取引・建物建築(55頁) ◆
○ 住まい・暮らし	◆正しいごみの分け方・出し方(20-22頁) ◆空き家(25頁) ◆犬を飼うとき(26頁) ◆町内集会施設(48頁) ◆町内巡回バス(49頁) ◆水道(52頁) ◆下水道(53頁) ◆町営住宅(55頁)
○ 火災・救急・防災	◆火災・救急(23頁) ◆防災(24頁) ◆交通安全・防犯(24頁)
○ 引越し・転出	◆届出(3頁) ◆マイナンバーカード(5頁)
○ 65歳到達	◆後期高齢者医療制度(15頁) ◆介護保険(34頁) ◆介護サービス(35頁) ◆特別養護老人ホームさくら苑(36頁) ◆高齢者予防接種(41頁)
○ 高齢者福祉サービス	◆老人福祉センターゆうゆう(31頁) ◆シルバー人材センター(31頁) ◆高齢者の在宅福祉サービス(32頁) ◆生活保護(33頁)
○ 75歳到達	◆後期高齢者医療制度(15頁)
○ 病気・医療費助成	◆高額医療費(12-13頁) ◆診療所(14頁) ◆医療費助成制度(16頁) ◆がん患者医療用補正具購入費助成(17頁) ◆各種検診(37頁)
○ 障害を持ったとき	◆障害者福祉(28頁) ◆介護給付・訓練等給付(29頁) ◆扶養共済・医療費の給付・地域生活支援事業(30頁)
○ 死亡	◆届出(3頁) ◆国民健康保険(11頁) ◆葬祭費(13頁)
○ 中小企業者の育成	◆商工業振興助成(58頁) ◆中小企業振興融資斡旋制度(60頁)
○ 観光	◆日本国花苑・苑内施設(60-63頁) ◆ゲンジボタルの生息地(64頁)
○ 広報・議会・選挙	◆広報・情報公開制度・有線放送(50頁) ◆議会(50頁) ◆選挙(51頁)

電話番号一覧

役場庁舎

部 署	有線番号	電話番号	FAX番号
議会事務局	4511	874-4425	
出納室			
会計管理者	4502	874-4412	
窓口	4525		
総務課			
課長	4551	874-4411	
受付	4562		
総務班	4577		
企画調整班	4561		
選挙管理委員会	4453	874-4411	
有線放送センター	4488	874-2610	874-2610
井川さくら駅	2500	874-2300	874-2560
税務会計課			
会計管理者	4502	874-4412	
会計管財班(窓口)	4525		
税務班	4500	874-4414	
町民生活課			
課長	4411	874-4416	874-2894
住民生活班(戸籍)	4431	874-4415	
住民生活班(生活環境・防犯・災害)	4441	874-4416	
医療保険班(保険・年金・医療)	4442		
健康福祉課			
課長	4412	874-4417	874-2894
長寿福祉班(福祉・介護)	4432		
長寿福祉班(健康・栄養)	4455	874-3300	
こども・子育て支援班	4437	874-4426	
こどもセンター	4305	874-4151	874-4153
子育て支援多世代交流館「みなくる」	3790	838-6913	838-5722
健康センター	4455	874-3300	874-4067
地域包括支援センター	4359	893-5230	
診療所	4391	874-2215	874-3777
介護情報センター	4567	855-6101	855-6102
老人福祉センターゆうゆう	4440	874-4161	874-4061
産業課			
課長	4536	874-4418	874-2600
産業振興班	4546		
環境整備班(道路・河川)	4464	874-4420	
環境整備班(水道・町営住宅)	4422	874-4421	

部 署	有線番号	電話番号	FAX番号
日本国花苑			
定住促進センター	3083	874-2503	
ふれあいプラザ管理棟	3990	874-2088	
農業委員会	4497	874-4419	874-2600
教育委員会			
教育長	4528	874-4424	874-2924
事務局長	4416		
学務班	4538		
公民館（農村環境改善センター）			
館長	4416	874-4422	
生涯学習班	4406		
義務教育学校			
職員室（前期課程）	4325	855-6013	855-6011
職員室（後期課程）	4343	855-6012	
給食調理場	4326	874-2773	
町民体育館	4285	874-3668	874-3668
町民武道館	4335		
スポーツ交流館	4296		
社会福祉協議会	4451	874-2611	874-2894

組 織	電子メール
総務課 総務班	soumu@town.ikawa.akita.jp
総務課 企画調整班	kikaku@town.ikawa.akita.jp
税務会計課 税務班	zeimu@town.ikawa.akita.jp
税務会計課 会計管財班	kaikai@town.ikawa.akita.jp
町民生活課 住民生活班	tyoumin@town.ikawa.akita.jp
町民生活課 医療保険班	iryuu@town.ikawa.akita.jp
健康福祉課 長寿福祉班	fukushi@town.ikawa.akita.jp
健康福祉課 こども・子育て支援班	kosodate@town.ikawa.akita.jp
産業課 産業振興班	sangyou@town.ikawa.akita.jp
産業課 環境整備班（道路・河川）	kankyuu@town.ikawa.akita.jp
産業課 環境整備班（水道・町住）	kensetu@town.ikawa.akita.jp
出納室	suitou@town.ikawa.akita.jp
農業委員会	nougyou@town.ikawa.akita.jp
議会事務局	gikai@town.ikawa.akita.jp
選挙管理委員会	senkyo@town.ikawa.akita.jp
井川町診療所	shinryousho@town.ikawa.akita.jp
子育て支援多世代交流館「みなくる」	minakuru@town.ikawa.akita.jp
健康センター	kenkou-center@town.ikawa.akita.jp
介護情報センター	kaigo-center@town.ikawa.akita.jp
井川さくら駅	ikawasakura@town.ikawa.akita.jp
教育委員会	kyouiku@town.ikawa.akita.jp
公民館	kouminkan@town.ikawa.akita.jp
こどもセンター	kodomo-center@town.ikawa.akita.jp
井川義務教育学校	ikawagimu@abelia.ocn.ne.jp
町民体育館	tyoutai@town.ikawa.akita.jp

届出・相談・証明

- ◆戸籍・住民登録に関する主な届け出
- ◆印鑑登録 ◆マイナンバーカード
- ◆各種相談窓口 ◆各種証明

戸籍・住民登録に関する主な届出

町民生活課 住民生活班(戸籍) Tel874-4415 FAX874-2894 有線4431

このようなとき	種類	届 出 期 間	必 要 な も の
子供が生まれたとき	出生届	出生した日から14日以内	・出生証明書(出生届書) ・母子健康手帳 ・国民健康保険証(加入者のみ)
死亡したとき	死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	・死亡診断書(死亡届書) ・印鑑は死亡届以外の書類で使用
		死亡の事実を知った日から14日以内	・国保・後期高齢保険証(加入者のみ) ・介護保険被保険者証(加入者のみ) ・個人番号カード
結婚したとき	婚姻届	期間の定めはありません。 (届け出により法律上の効力が発生します。)	・婚姻届書 ・届出証人欄に成年者2名の署名 ・井川町に本籍のない方は戸籍謄本1通 ・未成年者が婚姻する時は父母の同意書 ・住所変更(転入)する場合は転出証明書 ・国民健康保険証(加入者のみ) ・運転免許証等身分を証明するもの
離婚したとき	離婚届	協議離婚の場合は期間の定めはありません。 (届出により法律上の効力が発生します。) 裁判離婚の場合調停成立・審判確定・判決確定から10日以内	・離婚届書 ・協議離婚の場合、届出承認欄に成年者2名の署名 ・裁判離婚の場合、調停調書の謄本、確定証明書 ・井川町に本籍のない方は戸籍謄本1通 ・国民健康保険証(加入者のみ) ・運転免許証等身分を証明するもの
町外から引越したとき	転入届	町内に住所を移した日から14日以内	・転出証明書 (前住所地の市区町村長が発行したもの) ・年金手帳(加入者のみ) ・運転免許証等身分を証明するもの ・個人番号カード
町外へ引越するとき	転出届	町外へ住所を移す日の14日前から当日まで(転出先の住所を確認して届出下さい)	・印鑑登録証(登録者のみ) ・国保・後期高齢保険証(加入者のみ) ・介護保険被保険者証(加入者のみ) ・福祉医療費受給者証 ・運転免許証等身分を証明するもの
町内で住所を変更したとき	転居届	町内で住所を変更した日から14日以内	・国保・後期高齢保険証(加入者のみ) ・介護保険被保険者証(加入者のみ) ・福祉医療費受給者証 ・運転免許証等身分を証明するもの ・個人番号カード
世帯主を変更したとき	世帯主変更届	世帯主を変更した日から14日以内	・国保保険証(加入者のみ) ・運転免許証等身分を証明するもの

【休日等の窓口】

土曜日・日曜日・祝祭日・及び年末年始を含む休日や平日の午後5時15分以降も戸籍に関する届出はできます。

第1・第3水曜日は、開庁時間を夜7時まで延長し、戸籍窓口業務を受け付けております。

区 分	内 容
日 時	土曜日・日曜日・祝祭日及び年末年始
受 付 業 務	死亡届 埋・火葬許可申請書の受付及び許可証の交付 斎場の使用許可申請書の受付及び許可証の交付 婚姻(離婚)届及び出生届等 (内容により後日来庁していただく場合もあります。)

※戸籍係に届出をする場合は、事前に確認してから提出された方が、迅速な処理ができます。

印 鑑 登 録

町民生活課 住民生活班(戸籍) Tel874-4415 有線4431

井川町に住所登録をしている15歳以上の方は、1人につき1個、印鑑を登録することができます。

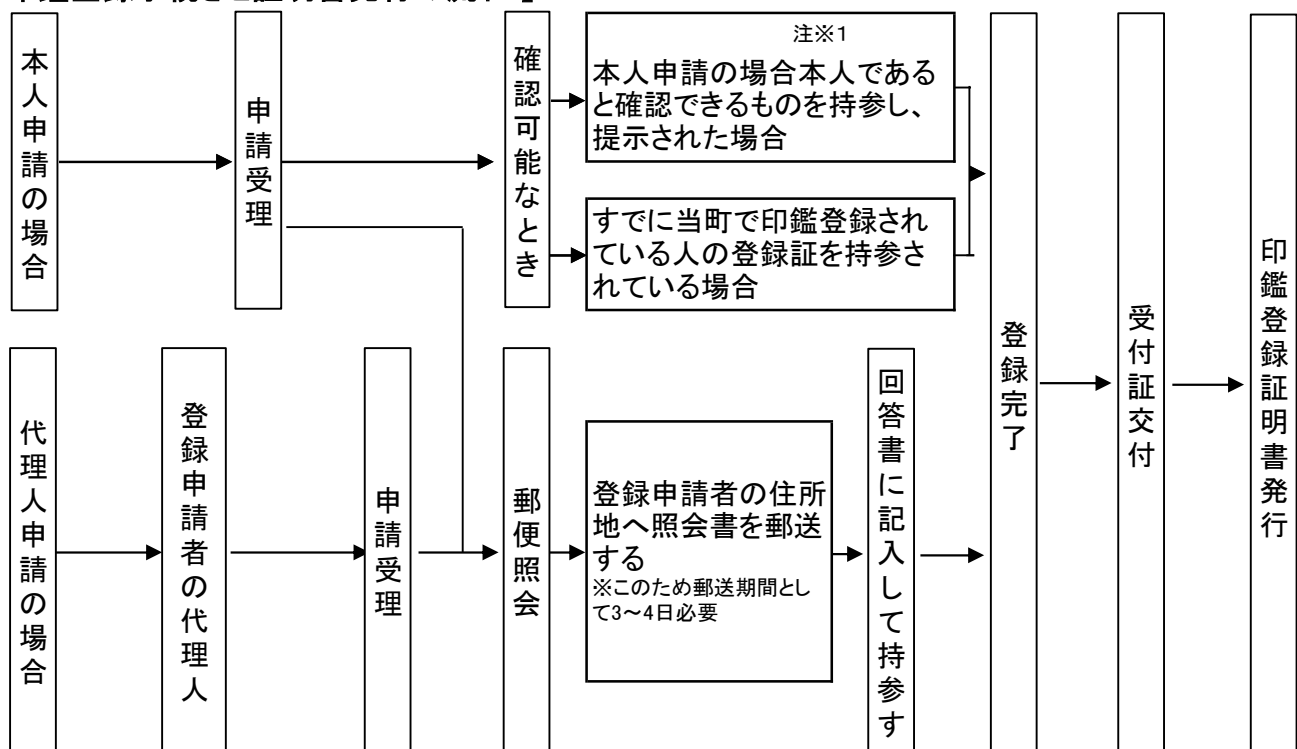
区 分	必 要 な も の	備 考
本人が申請する場合	・登録する印鑑 ・顔写真のついた証明書 (運転免許証、個人番号カード等)	
代理人が申請する場合	・登録する印鑑 ・代理人の印鑑 ・登録者直筆の代理人選任届	郵便で確認書類を本人あてに送付するため、登録までに数日かかります。

注意！

次のような印鑑は

- 住民基本台帳に記載されている氏名以外を表しているもの
- ゴム印など変形しやすいもの
- 印影が不鮮明なものや文字の判読ができないもの、また欠けているものなど
- 印の大きさが、一辺の長さ8mmの正方形に収まってしまうもの、一辺の長さ25mmの正方形に収まりきらないもの
- そのほか、外枠がないなど登録する印鑑として不適切なものや、同一世帯で登録済みのもの など

【印鑑登録手続きと証明書発行の流れ】



※1 本人であると確認できるものとは次のようなものです。
●運転免許証 ●官公庁発行の免許証、許可証など
(写真付きでプレス割印してあるもの)

マイナンバーカード

町民生活課 住民生活班(戸籍) Tel874-4415 有線4431

【マイナンバーカードについて】

マイナンバーカードの表面には氏名、住所、生年月日、性別が記載され、顔写真とICチップが付属します。また裏面には個人番号(マイナンバー)が記載されます。

初回の発行手数料は無料で、紛失等により再交付を受けるためには手数料が必要となります。

マイナンバーカードは、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、e-Taxなどの電子証明書を利用した電子申請に使用できます。

＜有効期限＞

18歳以上・・・10回目の誕生日まで

18歳未満・・・5回目の誕生日まで

搭載される電子証明書の有効期間は5回目の誕生日まで

引っ越しなどの住所変更があった場合や、氏名の変更などがあった場合は、変更手続きの際に必ずカードを窓口へご持参ください。

マイナンバーカードがあれば、転出の際、役場へ来庁しなくてもマイナポータル(オンライン上)で転出届の手続きができるようになりました。(転出届のみ)

【申請】

郵便による申請、パソコンによる申請、スマートフォンによる申請等の方法があります。

※自分で申請ができない場合は、役場窓口へ来庁するか、ご相談ください。

【受取】

申請をして、数週間後にご自宅にはがき(マイナンバーカード交付通知書・電子証明書発行通知書)が届きます。

はがきを受け取りましたら、役場窓口でお受け取りください。

＜必要な持ち物＞

・はがき(交付通知書)

・通知カード

・本人確認書類(顔写真付きのものは1点、運転免許証等)

※顔写真のないものは2点、保険証、医療受給者証、年金手帳等)

【公的個人認証サービス】

従来、窓口に出向く必要があった行政手続きが、家庭や職場からインターネットで可能になります。

詳しくはお問い合わせください。

各種相談窓口

内 容	担 当	問 い 合 わ せ 先
納税相談	税務会計課(税務班)	Tel874-4414 有線4500
農地相談	農業委員会事務局	Tel874-4419 有線4497
農業者年金相談		
教育相談	教育委員会(学務班)	Tel874-4424 有線4538
国民年金相談	町民生活課(医療保険班)	Tel874-4416 有線4442
介護相談	健康福祉課(長寿福祉班)	Tel874-4417 有線4432
健康保険相談	町民生活課(医療保険班)	Tel874-4416 有線4442
生活保護の相談	健康福祉課(長寿福祉班)	Tel874-4417 有線4432
健康相談・栄養相談	健康福祉課(長寿福祉班)	Tel874-3300 有線4455
乳幼児健康相談	健康福祉課(こども・子育て支援班)	Tel874-4426 有線4437

上記以外にもさまざまな相談に対応していますので、お気軽にご利用ください。

各種証明

【戸籍・住民基本台帳・外国人登録関係・税関係・その他】

種 類	交付・閲覧場所	必要なもの・申請者	手数料(1通)
戸籍全部事項証明書(謄本)	町民生活課 住民生活班 Tel874-4415 有線4431 ※令和6年3月1日から戸籍全部事項証明等が全国どここの市区町村の窓口でも請求できるようになりました。	本人確認(運転免許証・パスポート・個人番号カード・各種免許証等)	450円
戸籍個人事項証明書(抄本)			
除籍全部事項証明書(謄本)			
除籍個人事項証明書(抄本)		本人、配偶者、親・子、祖父母・孫 (上記以外の方が代理で請求する場合は委任状が必要です)	750円
戸籍附票全部			250円
戸籍附票一部			150円
身分証明書		本人 (本人以外の方が代理で請求する場合は委任状が必要です)	150円
住民票謄本(世帯全員分)		本人確認(運転免許証等)	250円
住民票抄本(世帯の一部)			150円
住民票記載事項証明書		本人・同一世帯員 (上記以外の方が代理で請求する場合は委任状が必要です)	150円
個人番号カード(再発行)			800円
印鑑登録証明書		印鑑登録証	150円
印鑑登録証交付		代理人が申請する場合は代理人選任届が必要です	150円
所得・(非)課税証明書	税務会計課 税務班 Tel874-4414 有線4500	本人確認(運転免許証等)	150円
納税・完納証明書			150円
軽自動車税の納税証明書			無 料
軽自動車標識交付証明書			無 料
原動機付自転車廃車証明・廃車済書			無 料
固定資産土地台帳・名寄帳の閲覧		本人・同一世帯員 (上記以外の方が代理で請求する場合は委任状が必要です。車検用納税納税証明書を除く)	無 料
固定資産土地家屋評価・公課証明書			150円
固定資産登録事項・(無)資産証明書			150円
固定資産名寄帳兼課税台帳証明書			150円
固定資産価格通知書			無 料
専用住宅証明書		住民票、登録済証、売買契約書または売渡証書の写し	1,300円
耕作証明書	農業委員会事務局 Tel874-4419 有線4497	印鑑	無 料

各種口座振替

町税、国民健康保険税などは、金融機関等にあるあなたの利用している口座から自動引き落としの方法で納めることができます。

口座振替を利用されますと、納期ごとに金融機関等にお出かけいただくなくても、自動的に口座から引き落としされます。

【利用申し込み手続き】

口座振替依頼書（申込書）は税金と各使用料等の2種類の様式があります。

対 象	町県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、町営住宅使用料、下水道使用料、下水道受益者分担金、水道料金、告知使用料、学校給食費、広報郵送料、こどもセンター保育料
取扱金融機関等	秋田銀行、北都銀行、あきた湖東農協、ゆうちょ銀行（郵便局）
申し込み方法	あなたの利用している口座のある取扱金融機関、及び各担当窓口（ゆうちょ銀行除く）で申し込みをしてください。 ※必要なもの ・通帳（口座番号が確認できるもの） ・印鑑（通帳にご使用のもの） ○申し込んでから登録されるまでに多少日数を要します。 ○金融機関で陰影の一致を確認できない場合、もう一度申請が必要になります。

※引き落とし予定額より残額が不足しますと振替ができませんので、納期限前に確認してください。

【各種目口座振替日及び再振替日一覧】

対象種目	振替日	お問合せ	
軽自動車税	5月の最終日	税務会計課 税務班	TEL874-4414 有線4500
固定資産税	5・7・9・11月の各月最終日 前納（一括前納）5月最終日	税務会計課 税務班	TEL874-4414 有線4500
町県民税 （普通徴収）	6・8・10・12月の各月最終日 前納（一括前納）6月最終日	税務会計課 税務班	TEL874-4414 有線4500
国民健康保険 税（普通徴収）	7月～翌年2月の各月最終日 前納（一括前納）7月最終日	税務会計課 税務班	TEL874-4414 有線4500
介護保険料	7月～翌年2月の各月最終日	健康福祉課 長寿福祉班	TEL874-4417 有線4432
後期高齢者 医療保険料	7月～翌年2月の各月最終日	町民生活課 医療保険班	TEL874-4416 有線4442
学校給食費	毎月の最終日	教育委員会 学務班	TEL874-4424 有線4538
町営住宅 使用料	毎月の最終日	産業課 環境整備班	TEL874-4420 有線4464

対象種目	振替日	お問合せ	
下水道使用料	毎月24日(再振替翌月10日)	産業課 環境整備班	TEL874-4421 有線4422
水道料	毎月24日(再振替翌月10日)	産業課 環境整備班	TEL874-4421 有線4422
告知使用料	毎月の最終日 前納(一括前納)4月最終日 前納(分割前納)前期:4月最終日 後期:10月最終日	総務課 総務班	TEL874-4411 有線4577
広報郵送料	4月の最終日	総務課 企画調整班	TEL874-4411 有線4577
こどもセンター 保育料	毎月の最終日	健康福祉課 こども・子育て支援班	TEL874-4426 有線4437

税金

- ◆町税の主なもの
- ◆税務に関する届出

町税の主なもの

税務会計課 税務班 TEL874-4414 有線4500

種 別	納税義務者	備 考
町県民税	・1月1日現在、町内に住所があり、前年に所得があった方 ・町内に事務所、事業所、家屋敷を所有しており、住所がない方	税額は、前年の収入をもとに所得に応じて算出されますので、毎年3月15日までに申告書を提出してください。ただし給与収入のみで年末調整されている方、公的年金のみの方、所得税の確定申告をした方は申告の必要はありません。
固定資産税	・1月1日現在、町内に土地、家屋、償却資産（事業用）を所有する方	固定資産台帳は、毎年4月1日から第1期納期限（5月末）まで縦覧期間があります。
軽自動車税	・4月1日現在、原動機付自動車や小型特殊自動車、軽乗用車等を所有しており、町内に定置場所がある方	車体をスクラップ・譲渡等した場合、すぐに届出してください。届出先・必要書類等は次ページの税務に関する届出をご覧ください。
国民健康保険税	・世帯主の方に加入者全員分が賦課されることになります。	医療分・後期高齢者医療支援金分・介護納付金分の合算額が、1年分の税額となります。年税額は賦課限度額を超えることはありません。（40歳未満あるいは65歳以上の加入者には介護納付金分は加算されません。）

【喫煙者の皆様へのお願い】

たばこは井川町内でお買い求めください。

※たばこ販売数に応じた金額が、たばこ税として町の収入となります。

【住民税申告・所得税の確定申告について】

毎年2月中旬から3月中旬にかけて住民税申告相談会場を開設しております。所得税の確定申告が必要な方は同時に税務署への申告書も作成されますので、期間中に申告会場へお越しください。

申告の日程等については12月以降に町の広報誌や全戸配布するパンフレットでお知らせします。申告を元に翌年度の町県民税を計算しますので忘れずに申告してください。

納付した国民健康保険税や、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料は住民税及び所得税の控除対象となりますので、期限を守り納付しましょう。

【主な税金の納期限】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町県民税 普通徴収			全期 1期			2期		3期			4期	
固定資産税		全期 1期		2期		3期			4期			
軽自動車税		全期										
国民健康保険税			全期 1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期		
町県民税 給与特別徴収	あなたが勤務している会社が毎月の給与から町県民税を差し引いて、勤務先があなたに代わって町に納めていただく方法です。年税額を12カ月に分けて納付し、給与から差し引いた翌月10日が納期限となります。											
町県民税年金 特別徴収	65歳以上の方で介護保険料が年金から特別徴収されている方が対象で、年金所得に係る税額分について年金事務所などが年金から差し引いて、年金支給月の末日までに納めます。											
国民健康保険税 特別徴収	加入者全員が65歳以上74歳未満の世帯で、かつ、世帯主が介護保険料の特別徴収該当者が対象となります。年金事務所などが年金から差し引いて、年金支給月の末日までに納めます。											

※納期限は月末の最終日です。最終日が土曜・休日の場合は次の平日となります。

※納税は国民の義務です。納付期限を守って納めましょう。

税務に関する届出

このようなとき	届 出 先	届出に必要なもの	備 考
125cc以下のバイクや小型特殊自動車の購入、譲受、廃車、譲渡などをするときや転入出するとき	税務会計課 税務班 TEL874-4414 有線4500	(購入する場合) ・販売証明書 (譲受する場合) ・譲渡証明書 ・旧所有者の廃車証明書 (廃車・譲渡・転出する場合) ・標識 ・標識交付証明書 (転入する場合) ・転出した市区町村で発行した廃車証明書	別世帯への名義変更はできません。 廃車をしていただき、新規に登録をしていただきます。
125ccを越えるバイクの購入、譲受、廃車、譲渡などをするときや転入出するとき	国土交通省東北運輸局 秋田運輸支局 TEL863-5811 検査:登録関係案内 TEL050-5540-2012	事由により異なります。届出先へお問い合わせください。	名義変更及び住所変更には、新住民票(マイナンバーなし)が必要です。
三輪・四輪の軽自動車の購入、譲受、廃車、譲渡などをするときや転入出するとき	全国軽自動車協会連合会 秋田事務所 TEL018-896-6811		
固定資産の所有者が死亡したとき	税務会計課 税務班 TEL874-4414 有線4500	・相続人代表者指定届出書兼固定資産現所有者申告書	相続登記が完了するまでの間、相続人を代表して納税通知書を受領する方、納税義務者(現に所有する者)となる方を指定していただくものです。 なお、この届出は固定資産税に関する手続きですので、相続による所有権移転登記とは何ら関係ありません。
家屋を取り壊したとき	税務会計課 税務班 TEL874-4414 有線4500	・滅失届	家屋の全部または一部を取り壊したときは、年内に『家屋滅失届』を提出してください。 なお、登記済の建物を取り壊した場合は、法務局で滅失登記の手続きが必要となります。
未登記家屋の名義を変更するとき	税務会計課 税務班 TEL874-4414 有線4500	・未登記家屋所有者変更届(売買・贈与による場合) ・契約書の写しまたは新旧所有者の実印・印鑑証明書 (新所有者の住民票が井川町にない場合) ・新所有者の住民票もしくは身分証明書の写し	この届出は固定資産税に関する手続きですので、相続による所有権移転登記や相続税とは何ら関係ありません。
登記済の固定資産の名義等を変更するとき	秋田地方法務局 登記部門 TEL018-862-1174	相続、売買等、事由により異なります。秋田地方法務局へお問い合わせください。	

保険・国民年金・医療

- ◆国民健康保険 ◆診療所 ◆国民年金
- ◆後期高齢者医療制度
- ◆福祉医療(医療費助成制度)
- ◆井川町がん患者医療用補正具購入費助成

国民健康保険

町民生活課 医療保険班 TEL874-4416 有線4442

【加入する方】

勤務先の保険に加入している方や他の健康保険に加入している方、生活保護を受けている方等以外は、必ず国民健康保険に加入しなければなりません。

【主な届出】

国民健康保険に加入するとき、もしくは脱退するときは、14日以内に届出を行ってください。

こ の よ う な と き		必 要 な も の
国民健康保険に加入するとき	市町村から転入したとき	・転出証明書 (転入手続きを行ってください)
	職場の健康保険をやめたとき	・職場の健康保険をやめた証明書 (資格喪失)
	子どもが生まれたとき	・両親どちらかの国民健康保険証
	生活保護を受けなくなったとき	・保護廃止決定通知書
国民健康保険を脱退するとき	他市町村に転出するとき	・国民健康保険証
		・高齢受給者証(70歳以上の方)
		・限度額標準負担額減額認定証 (認定者の場合)
	職場の健康保険に加入したとき	・国民健康保険証
		・加入した社会保険証
	生活保護を受けるようになったとき	・国民健康保険証 ・保護開始決定通知書
その他のとき	死亡したとき	・国民健康保険証
	住所、氏名、世帯主が変わったとき	・国民健康保険証
	世帯を分けたとき 世帯を一緒にしたとき	・国民健康保険証
	国民健康保険証を紛失したとき	・本人確認できるもの (運転免許証等)

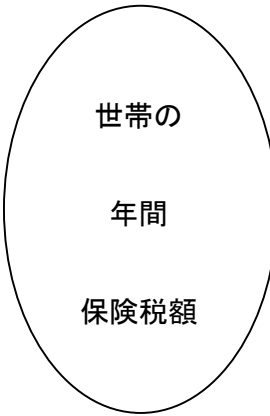
【主な給付】

項 目	内 容		
高額医療費	医療費の一部負担金が下記の限度額を超えたとき、申請により超えた分の払い戻しが受けられます。 (高額医療費の支給) また、医療機関へ「限度額適用認定証」(住民税非課税の方は、「限度額適用食事療養標準負担額減額認定証」)を提示することにより、病院や薬局窓口での支払いが限度額までとなります。 ※入院又は、外来で高額の負担が予想される場合は、役場窓口にご相談してください。 ●70歳未満の方		
	所得要件	区 分	1ヶ月の限度額 3回目まで
	所得が 901万円を超える	(ア)	252,600円 ＋ 医療費が842,000円を超えた場合は、 その超えた分の1%
	所得が 600万円を超え 901万円以下	(イ)	167,400円 ＋ 医療費が558,000円を超えた場合は、 その超えた分の1%
	所得が 210万円を超え 600万円以下	(ウ)	80,100円 ＋ 医療費が267,000円を超えた場合は、 その超えた分の1%
	所得が 210万円以下 ※住民税非課税 世帯を除く	(エ)	57,600円
	住民税非課税世帯	(オ)	35,400円
	4回目からの 限度額※1 140,100円 93,000円 44,400円 44,400円 24,600円		
	なお、1世帯で同じ月内に一部負担金を21,000円以上支払った場合が複数あり、その合計額が限度額を超えたとき、その分が支給されます。(世帯合算) ●70歳以上の方		
	所得区分	入院及び世帯の限度額(月額)	
		1ヶ月の限度額 3回目まで	4回目からの 限度額※1
	現役並み所得者Ⅲ (課税所得690万円 以上)	252,600円 ＋ 医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の 1%	140,100円
	現役並み所得者Ⅱ (課税所得380万円 以上)	167,400円 ＋ 医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の 1%	93,000円
	現役並み所得者Ⅰ (課税所得145万円 以上)	80,100円 ＋ 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の 1%	44,400円
	所得区分	外来＋入院(世帯単位)	
		外来 (個人単位) ※2	1ヶ月の限度額 3回目まで
	一般(課税所得 145万円未満)	18,000円	44,400円
	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

高額医療費	※1 過去12ヶ月間に4回以上高額医療費の支給を受けるときは、4回目から限度額が下がります。 70歳未満の方や、現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ、低所得者Ⅰ・Ⅱの方が入院したとき「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示することで、入院時の医療機関窓口での支払いが限度額までとなります。入院が決まったら必ず申請してください。 ・(69歳以下)国民健康保険限度額適用・食事標準負担減額認定申請書 ・(70歳以下)国民健康保険限度額適用・食事標準負担減額認定申請書 ※2 年間(8月～翌年7月)の限度額は、144,000円です。 (低所得者Ⅰ・Ⅱだった月の外来の自己負担額も対象です)
出産育児一時金	国民健康保険に加入している方が出産した場合、かかった費用の一部を医療機関に支払う代理受領制度があります。
葬祭費	国民健康保険に加入している方が死亡したとき、葬儀を行った方に対し、5万円を給付します。
療養費	コルセットや治療用装具を作った場合に、保険証、医師の証明書、領収書、世帯主の預金通帳、印鑑を持参のうえ町民生活課においてください。 ・療養費支給申請書
交通事故等の被害者となった場合	交通事故等第三者(加害者)の行為により負傷した場合は、以下の書類をご提出ください。 ・第三者行為による傷病届 ・事故発生状況報告書 ・同意書 ・人身事故証明書入手不能理由書 交通事故など第三者(加害者)の行為により国保の被保険者が負傷をし、その治療に国保の保険証を使う場合は、保険者(井川町)への届出が法令により義務づけられています。 ※届出書類の作成については、関与する各損害保険会社等が支援することになっておりますので、担当する損害保険会社にご相談されることをお勧めします。 ※被害者と加害者が示談していたときは、その医療費を加害者に請求できなくなる場合がありますので、示談は慎重にしてください。(示談成立の場合は、示談書の写しを井川町役場町民生活課に提出してください。) ※飲酒運転や無免許運転などの法令違反の場合は、健康保険は使えません。

【国民健康保険税】

国民健康保険税は、次の方法により世帯単位で計算された額を、世帯主が納付義務者となり納めます。

	Ⅰ 医療分	①所得割額(前年所得に応じて計算) ②均等割額(国民健康保険の加入人数に応じて計算) ③平等割額(一世帯当たりいくらと定額で計算)
	Ⅱ 後期高齢者 医療支援金分	①所得割額(前年所得に応じて計算) ②均等割額(国民健康保険の加入人数に応じて計算) ③平等割額(一世帯当たりいくらと定額で計算)
	Ⅲ 介護納付金分 (40歳以上65歳未満)	①所得割額(前年所得に応じて計算) ②均等割額(国民健康保険の加入人数に応じて計算) ③平等割額(一世帯当たりいくらと定額で計算)

診療所

井川町診療所 Tel874-2215 有線4391

〒018-1512

秋田県南秋田郡井川町北川尻海老沢樋ノ口106-1

所 長 五十嵐 信一

【診察時間】

診 療 日 毎週 月・火・水・金曜日

※木曜日・土曜日・日曜日・祝日・年末年始は休診日です。

受付及び診療時間

受 付 午前 8:30 ～ 11:30 ・午後 1:30～ 4:30

診 療 午前 9:00 ～ 12:00 ・午後 1:30～ 5:00

※事前に連絡していただければ送迎をいたしますので、
お気軽にご相談ください。

※月に一度は被保険者証の提示をお願いします。



後期高齢者医療制度

町民生活課 医療保険班 Tel874-4416 有線4442

【後期高齢者医療】

75歳になられた方(一定の障害がある65歳以上の方を含む)は、現在加入している健康保険(国民健康保険や政管健保、健保組合、共済組合など)を離脱し、県内全ての市町村が加入する「秋田県後期高齢者医療広域連合」が運営する「後期高齢者医療制度」へ加入することになります。

詳しくは、秋田県後期高齢者医療広域連合ホームページをご覧ください。

こ の よ う な と き		必 要 な も の ・ 備 考
後期高齢者医療に該当するとき	75歳に達したとき ※誕生日から該当となります 65歳以上で一定の障害がある方 他市町村から転入したとき	・75歳になる方には事前にお知らせします。 ・各種申請手続きは窓口で行います。
	転出するとき(県内)	・被保険者証 (限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受給者証)
後期高齢者医療を喪失するとき	転出するとき(県外)	・負担区分等証明書交付申請手続き(限度額適用・標準負担額減額認定証<該当者のみ>) ・認定証明書交付申請手続き(障害認定者・特定疾病療養受給者証<該当者のみ>) ・被保険者証
	生活保護を受けるようになったとき	・被保険者証 ・保護開始決定通知書 ・限度額適用・標準負担額減額認定証及び特定疾病療養受給者証(該当者のみ)
	死亡したとき	・被保険者証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受給者証(該当者のみ) ・葬祭費支給申請手続き
	65歳以上75歳未満の方で一定以上の障害を有しなくなった時	・被保険者証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証(該当者のみ) ・特定疾病療養受給者証(該当者のみ)
その他のとき	被保険者証を紛失したとき	・再交付申請手続き

【コルセット及び治療用装具代の支給】

コルセットや治療用装具を作った場合に、健康保険証、医師の同意書または診断書、領収書、預金通帳を持参のうえ町民生活課においてください。

※上記すべての届け出には、本人確認(マイナンバーカード、免許証等)が必要です。

福祉医療（医療費助成制度）

町民生活課 医療保険班 Tel874-4416 有線4442

福祉医療制度とは、乳幼児及び小中学生、高校生等を養育する家庭、ひとり親家庭の児童、高齢身体障害者及び重度心身障害（児）者を対象とし、心身の健康保持と生活の安定をはかるため、医療保険適用となる医療費における自己負担額を助成する制度です。この制度に係る費用は県と町が負担しています。

【受給資格】

区 分	対 象 内 容	所 得 制 限
乳幼児及び小中学生	中学校修了年度の3月31日までの間にある児童	所得制限無し
高校生等	中学校修了年度の翌年度の4月1日から、満18歳に達する年度の3月31日までの間にある者（被用者保険本人の者を除く）	所得制限無し
母子家庭の児童及び父子家庭の児童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童	あり（父、母、扶養義務者の所得額）
高齢者身体障害者	65歳以上の者で、身体障害者手帳（4～6級）所持者	あり（本人、配偶者、扶養義務者の所得額）
重度心身障害（児）者	身体障害者手帳（1～3級）または療育手帳（A）所持者	被用者保険本人のみあり（本人、配偶者、扶養義務者の所得額）

所得基準は、扶養人数、配偶者特別控除、医療費控除等により算出され、制限基準額内であるか調査し、該当であれば「福祉医療費受給者証」が交付されます。（申請が必要ですので町民生活課で手続きをしてください。）

県内の医療機関では医療保険適用分の自己負担額を支払うことなく診療が受けられます。ただし、県外の医療機関で受診したときや、やむを得ず受給者証を提示しないで医療を受診したときなどは、福祉医療制度が適用されませんので、この場合は領収書と通帳等振込先口座がわかるものを持参し、町に申請手続きをすることで払い戻しを受けることができます。

【主な届け出】

次に該当する方は、14日以内に届け出を行ってください。

こ の よ う な と き	必 要 な も の
出生したとき	健康保険証
他市町村から転入したとき	健康保険証、所得証明書（福祉用）
他市町村へ転出するとき	受給者証
死亡したとき	受給者証
町内で転居するとき	受給者証、健康保険証
健康保険証を変更及び喪失したとき	受給者証、健康保険証
身障手帳または療育手帳を取得及び変更したとき	受給者証、身体障害者手帳または療育手帳
生活保護を受けるとき	受給者証
氏名を変更するとき	受給者証、健康保険証
母子家庭または父子家庭になったとき	健康保険証
母子家庭または父子家庭でなくなったとき（婚姻等）	受給者証、健康保険証

井川町がん患者医療用補正具購入費助成

健康福祉課 長寿福祉班 Tel874-3300 有線4455

がんになってもこれまでどおり安心して暮らせる社会の構築と、がん治療における身体的・精神的苦痛の緩和、がん治療と社会参加の就労の両立、そして経済的な負担を軽減することを目的として、医療用補正具の購入に係る費用の一部を助成します。

【助成対象者】

下記全ての要件を満たしていること。

- (1) 申請日時時点で井川町の住民基本台帳に記載されていること。
- (2) がんと診断され、がん治療を受けた又は現に受けていること。
- (3) がん治療に伴い脱毛又は乳房を切除し、補正具を購入していること。
- (4) 過去に秋田県及び他の自治体からそれぞれの補正具の購入に対する助成を受けていないこと。

【助成対象となる補正具】

助成の対象となる補正具は、次のとおりとし、対象者1人に対し補正具1種類につき1回限りとします。なお、付属品およびケア用品は対象となりません。

○医療用ウィッグ

- ・購入した日の属する年度(4月1日～翌年3月31日)及びその前年度に購入したもの。
- ・全頭用であるもの(医療用ウィッグ装着時に皮膚を保護するためのネットを含む。)

○乳房補正具

- ・購入した日の属する年度(4月1日～翌年3月31日)及びその前年度に購入したもの。
- ・補正パッド又は人口乳房。(ただし、補正パッド又は人口乳房を購入した場合は、それらを固定する下着を含む。)又はそれと同等の機能を有する下着。

【助成金】

助成金額は、ウィッグについては35,000円、乳房補正具については片側の場合30,000円、両側の場合50,000円を限度とします。

【助成の申請】

助成金の交付を受けようとする者は、井川町がん患者医療用補正具購入費助成金交付申請書(様式第1号)に、下記に掲げる書類を添付し、町長に申請します。ただし、診断書等の記載に関する費用は、申請者の自己負担となります。

- (1) 化学療法又は手術に関する説明書や診断書、治療方針計画書などいずれか1点。
(がん治療を受けた又は現に受けていること及びがん治療に伴い脱毛又は乳房を切除したことを証明する書類に限る。)
- (2) 補正具を購入した際の領収書。
- (3) 支払登録申出書(未登録者のみ)

国民年金

町民生活課 医療保険班 Tel.874-4416 有線4442

【加入する方】

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方(第2号被保険者は、65歳未満の方)は、原則として国民年金に加入しなければなりません。

○国民年金の加入者(被保険者)は次の3種類に分けられます。

第1号被保険者…自営業・学生など(厚生年金や共済組合に加入していない方)

第2号被保険者…会社員・公務員など(厚生年金や共済組合に加入している方)

第3号被保険者…会社員や公務員(第2号被保険者)に扶養されている配偶者

○次のような方は、希望により国民年金に加入できます。(任意加入被保険者)

①日本国内に住所のある60歳以上65歳以上の方

②海外に住所のある20歳以上60歳未満の日本人

【国民年金に関する届け出等】

こ の よ う な と き	必 要 な も の
20歳になったとき (厚生年金、共済組合の加入者は除く。)	・学生証等 ※学生納付特例とは、届出をして承認を受ければ、在学期間中の保険料が後払いできる制度です。
会社員や公務員になったとき (厚生年金や共済組合に加入したとき)	・事業主が行います。
勤め先を退職したとき (厚生年金や共済組合をやめたとき)	・年金手帳、退職した年月日が分かる書類
厚生年金や共済組合に加入している配偶者に扶養されなくなったとき (離婚、死別、収入が増えたときなど)	・年金手帳、扶養されなくなった年月日が分かる書類
任意加入するとき、やめるとき	・年金手帳
保険料の納付が困難なとき (納付免除申請をするとき)	・年金手帳 ・失業(退職)された方は、離職票または雇用保険受給資格者証
年金手帳を紛失したとき	・免許証等、本人確認ができる書類
厚生年金や共済組合に加入している配偶者に扶養されるようになったとき (結婚したとき、収入が減ったときなど)	・扶養申請と一緒に事業主が行います。
第3号被保険者の配偶者の勤め先が変わったとき (共済組合から厚生年金、厚生年金から共済組合に変わったときなど)	・扶養申請と一緒に事業主が行います。

【保険料】

○ 保険料は、20歳から60歳まで(第2号被保険者は65歳まで)の40年間納めることになっています。

定額保険料…月額 16,980円 (令和6年度分)

付加保険料…月額 400円 (第1号被保険者の方で希望される方)

○ 納付の方法等

第1号被保険者…日本年金機構から送付された納付書により金融機関等で納めてください。

※お支払いは口座振替をご利用いただくと便利です。

第2号被保険者…給料から天引きにより納付されます。

第3号被保険者…厚生年金保険、共済組合が制度全体で負担するため、国民年金保険料を自ら納める必要はありません。

○ 前納割引制度

＜4月前納＞

4月中に、その年度の保険料を一括して納付(前納)される場合に、割引される制度です。

＜半年前納＞

4月中と10月中にそれぞれ6ヶ月ずつ納付(前納)される場合に、割引される制度です。

【免除制度】

保険料を納めることが困難な方には、申請により納付が免除される制度があります。全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除があります。免除された期間は受給資格期間として計算されますが、受給年金額は保険料を全額納付した場合より減額されます。(所得審査有り)

【学生納付特例制度】

学生の場合、本人の前年所得が一定基準以下であれば、申請により保険料の納付が猶予される制度です。特例を受けた期間は、追納しなければ年金額には反映されません。

【保険料納付猶予制度】

20歳から50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合には、申請により納付が猶予される制度があります。猶予された期間は受給資格期間として計算されますが、受給年金額には反映されません。

※保険料の未納期間が多いと、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金を受給できない場合もあります。

正しいごみの分け方・出し方

町民生活課 住民生活班 TEL874-4416 有線4441

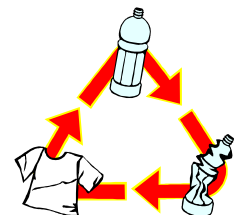
- 収集日の当日、午前7時までに出しましょう。
- 町指定のごみ袋に町内名と氏名を記入し、1世帯あたり重さを10kg、2～3袋以内で出してください。
- 水銀ごみは分別収集を行っており、各町内公民館の回収用ボックスで回収しています。(水銀体温計・蛍光灯等)

【町内別ごみ収集曜日】

収集曜日	ごみ区分	町内名
月曜日	燃えるごみ 空きびん	街 道 ・ 田 中 ・ 羽 立 小竹花 ・ 中下村 ・ 上 村 今 戸 ・ 小今戸 ・ 新屋敷 さくら
水曜日	燃えないごみ ペットボトル	
木曜日	燃えるごみ 缶類	
毎月第2土曜日	新聞・雑誌 段ボール	

収集曜日	ごみ区分	町内名
火曜日	燃えるごみ 空きびん	大 台 ・ 井 内 ・ 仲 台 大 麦 ・ 寺 沢 ・ 綱木沢 施 田 ・ 館 岡 ・ 赤 沢 八 幡 ・ 大 倉 ・ 保野子 宇治木 ・ 小 泉 ・ 新 間 横 岡 ・ 坂 本 ・ 大野地 海老沢
水曜日	燃えないごみ ペットボトル	
金曜日	燃えるごみ 缶類	
毎月第2土曜日	新聞・雑誌 段ボール	

年末年始を除く祝祭日も通常通り収集します。



分 別 ・ 区 分		ごみの分け方と出し方のルール
燃えるごみ	生ごみ 紙くず類(ちり紙、紙コップなど) 衣類、布類(衣類、バッグ、靴など) 木くず類 プラスチック類 (トレイ、発砲スチロール、おもちゃ、ビデオテープなど) ゴム及びビニール類	・生ごみは十分に水切りをしてください。 ・紙おむつは中の汚物を取り除いてください。 ・発砲スチロールなど大きな物はごみ袋に入る程度にして袋に入れてください。 ・庭木や剪定枝は、長さを60cm以内、一本の太さを3cm以内、1束の直径を30cm以内にし名札を付けてください。(袋に入るものは袋に入れてください。) ・ペットボトルのプラスチック製のキャップ、ラベルは燃えるごみとして出してください。
燃えないごみ	ガラス類(コップ、鏡など) 金属類(フライパン、やかんなど) 陶器類(茶碗、皿、きゅうすなど) 電球、蛍光灯、電池 スプレー缶、一斗缶、薬品缶、塗料缶など 調味料、薬品、化粧品のビンなど	・かみそりは燃えないごみに入れてください。 ・針金ハンガーは燃えないごみに入れてください。 ・スプレー缶は破裂のおそれがありますので、穴を開けガス抜きをしてください。 ・調味料、油、薬品、化粧品のビンなどは燃えないごみに入れてください。 ※分類がどうしてもわからないものは、燃えないごみに出してください。
資源	缶類	・必ずキャップをはずし、中を軽く水洗いしてください。 ・缶の中に異物を入れないでください。 ・潰しても潰さなくてもどちらでもよいです。 ・スチール缶、アルミ缶混合可能です。
	空きビン	・必ずキャップをはずし、中を軽く水洗いしてください。 ・ビンの中に異物を入れないでください。 ・割れたビンは燃えないごみへ出してください。 ・酒、醤油等の一升瓶、ビール瓶などはなるべく小売店へ。
	ペットボトル	・必ずキャップをはずし、中を軽く水洗いしてください。 ・必ずラベルを剥がしてください。 ・ペットボトルの中に異物を入れないでください。 ・潰しても潰さなくてもどちらでもよいです。 ・該当するものでも切断、落書きされているものは燃えるごみへ。 ・調味料、めんつゆ、油、ドレッシング容器などは燃えるごみへ。
	古紙類	・各種類ごとにまとめ、必ず紙ひもで十字にしばって出してください。 ・金具やテープは必ず外してください。
水銀ごみ	蛍光灯、水銀体温計、水銀血圧計	・各町内の公民館にある回収用ボックスに入れてください。 ・割れているものでも、水銀ごみは回収用ボックスへ入れてください。 ・白熱電球やLED照明は燃えないごみにだしてください。 ・型番がFから始まる照明には水銀が含まれています。
粗大ごみ	家具類(タンス、イス、書棚、机など) 家電製品類(ストーブ、電子レンジ、掃除機など) 寝具、敷物類(布団、ベッド、ジュータンなど) 乗物類(自転車、三輪車、ベビーカーなど)	・収集日については、広報等で事前にお知らせします。 - 可燃粗大 幅1.2m×長さ2m×高さ1mを超えないもの - 不燃粗大 幅1.2m×長さ1.2m×高さ2mを超えないもの

分 別 ・ 区 分		ごみの分け方と出し方のルール
し町 なで い ご 収 み 集	廃家電5品目 ※1	テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機 (家電製品取扱店)
	パソコン指定品	デスクトップパソコン本体、ノートパソコン、ディスプレイ(メーカー又は取扱店)
	適正処理困難物	ガスボンベ、消火器、廃油、タイヤ、バッテリー、耐火金庫、ピアノ、農薬、塗料、スプリング入りマットレス(取扱店又は産業廃棄物処理業者)
	産業廃棄物	家屋廃材、農業廃材(パイプハウス、ビニール、堆肥袋など) (取扱店又は産業廃棄物処理業者)

※1【廃家電5品目】

家電製品取扱店で引き取れない場合は、郵便局で家電リサイクル券を購入し、処分する家電に貼付した上でつぎの業者に連絡してください。

	業者に引き取りを依頼する場合	指定引取場所に直接搬入する場合
業 者	・(有)伊藤商会 井川町今戸字小谷地52 電話番号: 018-874-3514 携帯番号: 090-4888-9836	・日本通運(株) 秋田市土崎港字穀保町130-38 電話番号: 018-816-0202 FAX : 018-816-0055 ・(株)阪東商店 秋田市向浜1-3-11 電話番号: 018-862-5734 FAX : 018-862-5737
方 処 法 分	業者に依頼し、指定引取場所に運搬してもらいます。(依頼する場合、運搬料金がかかります。)	指定引取場所の搬入日時を確認し、搬入します。

○一時大量ごみ ……引っ越し及び庭木剪定等に伴う一時大量ごみは、排出者が町に搬入の申込みをして下さい。

○詳しくは「正しいごみの分け方・出し方」のポスターをご覧ください。

火 災 ・ 救 急

町民生活課 住民生活班 Tel874-4416 有線4441

湖東地区消防署 Tel874-2420 有線4423

火災や救助、急病や事故などの緊急時に、「119番」(有線は「9911」)通報するときは、次の要領で落ち着いてはつきりと連絡してください。

【119番のかけ方(火災の場合)】(有線9911)

消 防 本 部		通 報 者
①	119番消防本部です。 火事ですか？救急ですか？	火事です。
②	燃えている場所はどこですか？	井川町〇〇××番地 (名前・会社名等)です。
③	近くに目標になる建物等がありますか？	(〇〇〇学校・××会社等)の近くです。
④	何が燃えていますか？	2階建ての住宅です。 (車が燃えています。)
⑤	逃げ遅れた人や、ケガをしている人はいますか？	いません。 (1人やけどをした人がいます。)
⑥	あなたのお名前と、今かけている電話番号を教えてください。	〇〇〇〇です。 電話は△△△-××××番です。
⑦	はい、わかりました。すぐ行きます。	

※火災の通報を受けている時点で、出動の準備をしておりますので、落ち着いて質問にお答えください。

【119番のかけ方(救急車を呼ぶ場合)】(有線9911)

消 防 本 部		通 報 者
①	119番消防本部です。 火事ですか？救急ですか？	救急車をお願いします。
②	場所はどこですか？	井川町〇〇××番地 (名前・会社名等)です。
③	どうしましたか？	「急病です。」(交通事故です。)
④	近くに目標になる建物等がありますか？	〇〇〇駅の前です。
⑤	あなたのお名前と、今かけている電話番号を教えてください。	〇〇〇〇です。 電話は△△△-××××番です。
⑥	はい、わかりました。すぐ行きます。	

※救急車は緊急時に利用するものですので、症状の軽い場合はできるだけ自分で病院に行きましょう。

【携帯電話から119番へかける時の注意】

- 県内4ブロックにそれぞれ代表本部があり、そこで受信して近くの消防本部へ転送されます。
- ブロックの代表で受信するため、「井川町〇〇地区」のように町名から伝えてください。
- 運転しながらの通報は絶対にしないで、必ず「停車」して行ってください。
- 通報後に消防側から再度呼び出すことがありますので、電話番号を伝え電源は切らないでください。
- 転送されるまでには時間がかかるうえ受信レベルも低いことから、近くに家や公衆電話があれば、そちらから通報した方が早くつながります。

【火災・災害発生時の緊急放送】

有線放送で火災や災害の情報を、迅速・正確に放送します。

防 災

町民生活課 住民生活班 TEL874-4416 有線4441

【災害に備えよう(家族みんなで防災会議)】

現在、災害を完全に予測することや、回避することはできません。しかし、日頃から災害に対する備えをおこたらず、いつでも対応できる用意をしておけば、被害の拡大を防ぐことができます。

- ①家族1人ひとりの役割分担
- ②家屋の危険箇所チェック
- ③家具の安全な配置と転倒防止対策
- ④災害時の避難方法や避難場所・避難経路の確認
- ⑤非常持ち出し品のチェックと入れ替え・補充

【安否の確認などの連絡にNTT災害用伝言ダイヤル171が利用できます】

大きな災害発生時にはNTTの災害用伝言ダイヤルサービスが稼働します。事前契約などはいっさい不要です。家族や友人などが被災した場合の安否の確認や連絡などに活用できます。

交通安全・防犯

町民生活課 住民生活班 TEL874-4416 有線4441

井川駐在所 TEL874-2345 有線4421 (警察署は五城目警察署が管轄)

【交通災害共済・不慮の災害共済】

4月1日からの加入を希望される方は、3月31日まで申込手続きをして下さい。4月1日以降に申込をした場合は、翌日からの加入となります。共済金の請求は、町民生活課へお問い合わせください。

【110番のかけ方(事件の場合)】

警 察 本 部		通 報 者
①	110番警察本部です。 事件ですか？事故ですか？	強盗です。(けんかです。)
②	場所はどこですか？	井川町〇〇××番地 (名前・会社名等)です。
③	犯人の特徴は？	人数、人相、服の特徴は〇〇です。
④	何で逃げましたか？	ナンバー、色、型は〇〇です。
⑤	逃げた方向は？	〇〇通り方向です。 (××市方面)です。
⑥	はい、わかりました。すぐ行きます。	

※身の安全を確保したうえで、落ち着いて連絡してください。

空 家

町民生活課 住民生活班 Tel.874-4416 有線4441

「空き家」とは、一般的には「誰も住んでいない家」のことをいいます。空き家は、所有している自分たちの問題ではなく、近隣にも大きな影響を与える存在となります。「そのうちどうにかしよう」と考えて放置していると、家屋の状態が悪くなり、近隣に迷惑をかけてしまいます。どのような事情であれ、**空き家の所有者にはきちんと管理する責任があります。**

井川町空き家等情報登録制度

町内に存する空き家・空き地（以下、「空き家等」という）の有効活用を通じて、定住を促進し地域の活性化を図るために、移住希望者に対してインターネット等を通じて広く情報を公開するため「井川町空き家等情報登録制度」（空き家バンク）があります。

この制度は、貸したい・売りたいと考える空き家等の所有者等に、空き家バンクに登録していただき、町のホームページに掲載して、空き家を借りたい、買いたい移住希望者に情報を提供していくものです。

空き家を管理できないときは、以下の3つを検討しましょう。

1売却・賃貸の準備

空き家の中にある家財や荷物を整理することが必要です。早い段階から整理を進めれば、その後の活用を円滑に進めることができます。

なお、遺品や仏壇など自力で処分が難しいものは、民間の家財整理専門業者や仏具店に相談することも1つの方法です。

2売却・賃貸の検討

売却

不動産業者との媒介契約により仲介を依頼するのが一般的です。また業者が買い取り、リフォーム後に販売する買取再販も増えてきています。不動産業者に相談しましょう！

賃貸

空き家はリフォームしてから賃貸するのが一般的です。また、借り手が自由にリフォームすることを許容して賃貸するケースも増えていきます。

3売却・賃貸が難しいとき

売却や賃貸が難しい空き家については、解体をして駐車場などとして「土地」を活かすといった方法もあります。（土地の活用は、土地周辺の状況によって異なります。）解体を行う前に建築士や不動産業者へ相談しましょう。

空き家を解体するメリット＆デメリットは？

メリット

- ◆土地を売却しやすくなる
- ◆土地を売却し、現金化することで遺産分割がしやすくなる
- ◆維持管理にかかる手間とお金が不要になる

デメリット

- ◆固定資産税の特例措置が適用されなくなる
- ◆解体した土地に再建築できない場合がある
- ◆解体経費が必要

空き家解体への補助金制度があります。 詳しくは、町民生活課 住民生活班までお問い合わせください。

補助金空き家等解体撤去費補助金

安心で安全なまちづくりのため、危険な空き家の解体や撤去を行う方へ解体撤去費用の一部を助成します。

- 補助額 補助対象経費の4/5（上限100万円）
- 対象空家等
 - ・特定空家等に該当する建物
 - ・町内にあり、1年以上使用されていない建物
 - ・個人が所有する居住の用としていた建物
- 対象者
登記事項証明書に記載されている方 またはその相続人

空き家バンク登録空き家等解体撤去費補助金

空き家等の特定空き家化の防止を図るため、町内の空き家等の解体工事に係る費用の一部を助成します。

- 補助額 補助対象経費の1/2（上限50万円）
- 対象空家等
空き家バンクに1年以上登録されているまたは登録から2年を経過し登録を抹消された建物
- 対象者
登記事項証明書に記載されている方 またはその相続人

そ の 他 生 活 環 境

町民生活課 住民生活班 TEL874-4416 有線4441

このようなとき	内 容	問い合わせ先
犬を飼うとき	・法律により犬の登録が義務付けられていますので、登録手続きをしてください。 (登録手数料3,000円) ・年1回の狂犬病予防注射を受けてください。 (注射済証交付手数料550円) 〈犬などペット飼育にあたって〉 ・犬の放し飼いは禁止されています。 ・犬を散歩するときは、フンの片付けをきちんとしましょう。 ・公園によっては、芝生広場等へ犬を連れて入ってはいけない場所があります。	町民生活課 住民生活班 TEL874-4416 有線4441
犬が死亡したとき 犬の飼い主が変わったとき	・「犬の死亡届」や「犬の登録変更届」の提出が必要になりますので、手続きをしてください。 ・手続きは、無料です。	
犬の死亡により 斎場を使用したいとき	・湖東消防署に相談してください。	湖東消防署 TEL874-2420
犬が飼えなくなったとき	・動物愛護センターに相談してください。	秋田県動物愛護センター 「ワンニャピアあきた」 秋田市雄和樺川奥樺岱1 TEL827-5051

小型獣捕獲用の箱罠の貸出について

産業課 産業振興班 TEL874-4418 有線4546

近年、ハクビシンによる農作物や生活環境への被害が報告されております。ハクビシンの捕獲を実施する場合には、町の捕獲許可が必要となります。町では捕獲の許可を受けた方に対して、捕獲檻の貸出を実施しております。希望する場合は、申請書へ必要事項を記入し、産業課へ提出してください。

なお、檻の貸し出しは無料ですが、エサの設置や捕獲後の処分については、各自で行ってください。

【 貸出可能数 】

4 個

※檻の設置には県や町へ許可申請が必要です。無許可の捕獲は違法となります。

●捕獲は、罠の免許を持っていなくても、自身の敷地内において一定の条件のもと自己責任で捕獲することが出来ます。

捕獲後の処理については、山野に放置することなく埋設するなど適正に処理してください。

●町に捕獲許可が移譲されている獣類は、ハクビシン、ツキノワグマ(人への被害防止をする目的に限る。)のみとなります。タヌキ、キツネなど他の小動物については、県の捕獲許可となりますが、その場合でも申請の相談、檻の貸し出しは受け付けます。

【 狩猟免許等取得支援補助金 】

年々減少傾向にある狩猟者人口を維持し、有害鳥獣捕獲や農林水産物等の被害を減少させるため、免許取得前後にかかった諸経費を補助します。

- ・狩猟免許等取得支援7万円(上限)
- ・散弾銃またはライフル銃等購入支援7万円(上限)

※いずれも秋田県補助金を除く

興味のある方は、産業課 産業振興班までお問い合わせください。

母子福祉・児童福祉

健康福祉課 長寿福祉班 TEL874-4417 有線4432

健康福祉課 こども・子育て支援班 TEL874-4426 有線4437

【ひとり親家庭等住宅整備資金貸付】

ひとり親家庭の方が、住宅の建設、増築、購入、補修等をするために必要な資金の貸付けを行っています。詳しくは健康福祉課へお問い合わせください。

【母子・寡婦福祉資金貸付】

母子家庭及び寡婦の方の経済的な自立を助け、扶養している児童の福祉の増進を目的に、資金の貸付けをしています。詳しくは健康福祉課へお問い合わせ下さい。

【児童手当】

対象者	支給額(月額)	支給時期
中学校を卒業するまでの子ども	3歳未満 一律15,000円	2月、6月、10月の5日(この日が休日に当たる場合はその翌日)にそれぞれの前4ヶ月分が支給されます。
	3歳以上～小学校修了前 10,000円 (※第3子以降は 15,000円)	
	中学生 一律10,000円	
	所得制限以上、所得上限以下の場合 一律 5,000円	

※受給されるためには認定請求が必要です。(所得制限があります。)

※転入された方で前住所地で手当を支給されていた場合でも、新たに認定請求が必要です。

【児童扶養手当】

対象者	支給額(月額)	支給時期
ひとり親世帯などで、父または母と生計を同じくしていない、または父または母が一定の障害の状態にある18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童等を監護する父または母、監護し、かつ生計を同じくする父または養育する方	【児童1人のとき】 ○全部支給 45,500円	奇数月に年6回、前2カ月分が支給されます。
	○一部支給 45,490円～10,740円	
	【児童2人のとき】 ○全部支給 10,750円加算	
	○一部支給 10,740円～5,380円加算	
	【児童3人以上のとき】 ○全部支給 6,450円加算	
	○一部支給 6,440円～3,230円加算	

※受給されるためには認定請求が必要です。ただし、所得制限などがあります。

※受給権の消滅理由(婚姻等)が発生した場合は、返還金が生じないよう、速やかにお申し出ください。

【特別児童扶養手当】

障害者福祉の欄をご覧ください。

障 害 者 福 祉

健康福祉課 長寿福祉班 Tel874-4417 有線4432

【身体障害者手帳】

身体に障害のある方に交付され、障害の程度により1級から6級の区別があります。
手帳の交付には申請が必要です。

【療育手帳】

知的障害者と判定された方に交付され、障害の程度によりA、Bの区別があります。
手帳の交付には申請が必要です。

【精神障害者保健福祉手帳】

精神に障害のある方に交付され、障害の程度により1級から3級の区別があります。
手帳の交付には申請が必要です。

【手当】

名 称	対 象 者	支 給 額	支 給 時 間	備 考
特別障害者手当	在宅で20歳以上の最重度心身障害者（常時特別の介護が必要な方）	月額28,840円	2、5、8、11月にそれぞれの前3ヶ月分が支給されます。	所得制限あり
障害児福祉手当	在宅で20歳未満の重度心身障害児（常時特別の介護が必要な方）	月額15,690円	2、5、8、11月にそれぞれの前3ヶ月分が支給されます。	所得制限あり
特別児童扶養手当	精神または身体に障害のある20歳未満の児童を監護する父もしくは母または養育している方	（1級）月額55,350円 （2級）月額36,860円	4、8、12月にそれぞれの前4ヶ月分が支給されます。	所得制限あり

【各種助成制度】

名 称	内 容	備 考
補装具の交付・修理	身体障害者手帳の交付を受けている方に対して、補装具（補聴器、歩行器、義肢、車椅子等）の交付・修理をします。	原則1割の負担金が必要。月額負担上限あり。

【その他の助成】

人工透析患者通院費助成、住宅改修費の助成など

【福祉サービス制度】

障害者自らがサービスを選択し、事業者と契約してサービスを利用する制度で、身近な市町村が責任をもって一元的にサービスを提供するとともに、支給決定の仕組みを透明化・明確化し障害のある人々の自立を支えるものです。

支給を受けるためには申請が必要です。

区 分	種 類	内 容
介護給付	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	同行援護	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、生活能力の向上のために必要な支援を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型、B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

【心身障害者扶養共済】

障害のある方を扶養している保護者が生存中に一定の掛け金を納めることにより、保護者が、万が一死亡したときまたは重度障害者になったときに、その保護者に保護されていた障害者に終身一定額の年金を支給します。

○対象者

次のいずれかに該当する障害のある方で、将来独立自活することが困難であると認められる方です。

(年齢は問いません)

(1) 知的障害者

(2) 身体障害者

身体障害者手帳を所持し、その障害が1級から3級までに該当する障害

(3) 精神または身体に永続的な障害のある方で、(1)または(2)と同程度の障害と認められる者。

たとえば、精神病、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病などです。

【医療費の給付】

(1) 更正医療制度

身体障害者手帳をお持ちの方が、その障害を軽減し、日常生活能力を回復するために必要な医療費を給付します。なお、原則として1割の負担金が必要ですが、前年の課税状況によって月額上限があります。

(2) 育成医療制度

18歳未満の児童で、身体の障害を有する方が生活の能力を得るために必要な医療費を給付します。

(3) 精神通院医療制度

精神疾患を有する方が、精神医療の通院を継続して受ける場合、必要な医療費を給付します。

※全て事前の申請が必要です。

【地域生活支援事業】

障害のある人が、その有する能力や適正に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村を中心として以下の事業を実施します。利用するにあたっては役場窓口への申請が必要です。一部利用料の1割の負担金が必要な事業もあります。

事業名	内容
相談支援事業	障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等の給付を行います。スローマ装具、入浴補助用具、特殊ベット等。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
その他の事業	市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。
	例：訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業 等

高 齢 者 福 祉

井川町老人福祉センター(ゆうゆう) TEL874-4161 有線4440

井川町社会福祉協議会(健康センター内) TEL874-2611 有線4451

【 老人福祉施設 】

○井川町老人福祉センター(ゆうゆう)

60歳以上で井川町に在住の方はいつでもご利用できます。(無料巡回バスを運行しています。)

(利用時間) 4月～11月 9:00～20:00 / 12月～3月 9:00～19:00

(休業日) 毎週水曜日(臨時休業有)

(入浴料) 一般 1回につき300円・小学生 1回につき150円(就学前児童は無料)

(軽減措置)

対象者	内 容	備 考
生活保護受給者	毎回無料	
・60歳以上の井川町在住者 ・60歳未満で身体障害者手帳1～3級をお持ちの方 ・60歳未満で療育手帳A・Bをお持ちの方	月5回の無料券発行	老人福祉センター(ゆうゆう)に申請してください。

【 高齢者の能力活用・社会参加 】

○井川町シルバー人材センター

シルバー人材センターは健康で働く意欲のある高齢者が、今まで培ってきた技能や経験を活かした仕事ができる場所です。詳しくは下記の社会福祉協議会へお問い合わせください。

井川町社会福祉協議会内 シルバー人材センター TEL874-2611 有線4451

会員対象者: 町内にお住まいの高齢者の方で、健康で働く意欲のある方

(シルバー人材センターで行っている主な作業内容)

大工仕事	襖張り	障子張り	除雪
冬囲い	草刈り	田作業	畑作業
剪定	清掃	事務補助	宿日直
施設管理	草取り		

○老人クラブ

健康・友愛・奉仕をモットーに、軽スポーツや友愛活動等さまざまな活動を行っています。

会員対象者: おおむね60歳以上の方

入会申込 : 各地区老人クラブの会長さんへ

【 高齢者の在宅福祉サービス 】

サービス名	サービス内容	対 象 者	負担額・助成額
家族介護者の交流会	家庭で家族を介護する方を、日常の介護から一時的に解放させることにより、心身の疲労を癒すとともに、介護者同士の交流会等を行います。	在宅で家族を介護している方	(負担額) 1割負担
介護用品の購入費用助成	高齢者を介護している家族に対し介護用品(紙おむつ、尿取りパット、清拭剤等)の購入費用を助成することにより、家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図ります。	要介護認定で要介護4・5と認定されている方	(助成額) 年間75,000円を上限 (負担額) 1割負担
家族介護慰労金	家庭内で重度の要介護者の介護を行っている家族への慰労金として、金品を贈呈します。	要介護認定で要介護4・5と認定された在宅の高齢者で、過去1年間介護保険のサービスを受けなかった者を現に介護している家族(課税状況により条件あり)	(助成額) 年額5万円
食の自立支援	在宅の高齢者等が健康で自立した生活を送れるよう食の自立の観点から食関連サービスの利用調整・配食サービスを提供します。	・一人暮らし高齢者世帯または高齢者のみの世帯 ・身体障害者等	(負担額) 1食400円
介護予防教室	高齢者が要介護状態にならないように健康で生き生きと生活できるよう生活相談、健康相談、栄養相談、口腔機能向上、運動機能訓練等の支援をします。	高齢者	(負担額)無料
生活管理指導員の派遣	日常生活に関する支援・指導、家事に対する支援・指導、対人関係を作るための支援・指導、関係機関等との連絡調整を行います。	1人暮らし高齢者及び要介護認定で非該当と認定された方	(負担額)無料
生活管理指導短期宿泊(ショートステイ)	日常生活に支障をきたす高齢者に対し、短期入所生活介護事業所への短期間の宿泊により日常生活に対する指導、支援を行います。	基本的な生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しないなどいわゆる社会適応が困難な高齢者	(負担額) 1割負担 1日1,500円

【 井川町地域包括支援センター 】

在宅の要援護高齢者または要援護となるおそれのある高齢者もしくはその家族の方々に対して、在宅介護等に関する総合的な相談に応じます。(井川町健康センター内)

施 設 名	所 在 地	電 話 番 号
井川町地域包括支援センター	井川町北川尻字海老沢樋ノ口106-1	Tel.893-5230 有線4359

生活の福祉

健康福祉課 長寿福祉班 Tel874-4417 有線4432

【生活保護】

生活保護は、自分の収入、資産、各種援助制度などを活用しても最低限度の生活を維持できない方を保護します。(扶養義務者等からの援助が優先され、他法他施設等活用した上で基準額から不足する分を補う制度です。)

保護の種類	保護の範囲
生活扶助	日常生活に必要な費用
教育扶助	義務教育に必要な扶助(教科書、学用品等)
住宅扶助	住宅の維持に必要な費用、家賃等
医療扶助	診療、治療費、薬代等
介護扶助	介護保険に伴う費用
出産扶助	出産に伴う費用
生業扶助	生業費用、技能取得費用(高校就学費用)
葬祭扶助	葬祭に必要な費用

介護保険

健康福祉課 長寿福祉班 Tel874-4417 有線4432

【加入対象者】

第1号被保険者…65歳以上の方

第2号被保険者…40歳から64歳までの方で医療保険に加入している方

【介護サービスを受けるための手続き】

介護サービスを受けるには申請をしていただき、介護が必要であると認定される必要があります。あらかじめかかりつけのお医者さんにご相談ください。

申 請

申請窓口	健康福祉課 長寿福祉班 Tel874-4417 有線4432
申請方法	申請は本人または家族の方が担当窓口で申請書を提出します。ただし、居宅介護支援事業者は、ご本人に変わって手続きを行うことができます。
申請に必要なもの	1. 介護保険被保険者証(40歳以上65歳未満の方は医療保険証) 2. 申請書に『主治医(かかりつけのお医者さん)』を記載していただきますので、病院の住所・主治医の氏名を確認してください。



訪問調査・医師の意見書

訪問調査 医師の意見書	調査員が申請者の自宅などに訪問し、心身状態について聞き、調査票を作成します。主治医に意見書の作成を依頼します。
----------------	---



認定審査会（一次判定・二次判定）

一次判定	心身の状況の調査結果をもとにしたコンピュータ判定と医師の意見書をもとに、要介護状態区分の審査が行われます。
介護認定審査会 (二次判定)	「介護認定審査会」は、保健、医療、福祉の専門家で構成されていて、介護の必要性や程度について審査を行います。



認 定 結 果 通 知

結果通知	認定審査会の判定を受け、町が要介護度等を決定、申請から30日以内に、結果を郵送で通知します。
認定結果	1. 『要支援』の場合、介護サービス計画(ケアプラン)を作成して、居宅での介護サービスの利用ができます。 2. 『要介護』の場合、介護サービス計画(ケアプラン)を作成して、居宅での介護サービスの利用ができます。また、施設入所の申し込みができます。 3. 『自立』の場合、介護保険のサービスは利用できませんが、一般の老人福祉サービスを利用できる場合がありますので、在宅介護支援センターまたは、地域包括支援センターへご相談ください。
不服申し立て	認定結果に不服のある方は、秋田県介護保険審査会へ不服申し立てができます。また、健康福祉課窓口でもご相談を受け付けています。



介護サービスの利用

【利用できる介護サービス】

居 宅 サ ー ビ ス
○訪問介護(ホームヘルプサービス) ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 ○通所介護(デイサービス) ○通所リハビリテーション(デイケア) ○短期入所生活介護(福祉施設のショートステイ) ○短期入所療養介護(保健施設と医療施設のショートステイ) ○福祉用具の貸与(特殊寝台・車イス・歩行器など) ○特定福祉用具購入費の支給(ポータブルトイレ・特殊尿器・入浴補助用具など) ※1年で10万円が限度 ○住宅改修費の支給(手すり取り付け・床の段差解消、滑り防止など) ※改修工事費9割分を支給、20万円が限度 ○認知症対応型共同生活介護(認知症老人グループホーム) ※要支援状態の方は利用できません。 ○認知症対応型通所介護 ○特定施設入所者生活介護

施 設 サ ー ビ ス
○介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ○介護老人保健施設(老人保健施設) ○介護療養型医療施設 ○介護医療院

※要支援状態の方は、居宅サービスのみ利用でき、要介護状態の方は、居宅サービスまたは施設サービスが利用できます。

※サービスを利用される場合は、実際にかかる費用の1割(一定以上所得者は2割)の自己負担が必要となり、施設に入所された場合は居住費や食事代、日常生活費の自己負担も必要となります。

【介護保険料の納め方】

被保険者の区分	納 付 方 法
第1号被保険者 (65歳以上の方)	年金の種類や金額などによって異なりますが、年金から天引きされる特別徴収、金融機関などから納付する普通徴収のいずれかの方法で納付していただきます。 ＜特別徴収＞ 老齢(退職)年金が年額18万円以上の方の場合は、年金から保険料が天引きとなります。 ＜普通徴収＞ 年金が年額18万円未満の方や年度の途中で65歳になった方、他の市町村から転入してきた方などは、納期ごとに納付書をもって指定金融機関などで収めていただくか、口座振替による納付となります。
第2号被保険者 (40～64歳の方)	加入する医療保険の種類によって異なります。 (職場の健康保険などの加入者) 健康保険などの保険料に介護保険料を加えた合計額が、給与などから差し引かれます。 (国民健康保険の加入者) 医療保険と介護保険分を合わせて、国民健康保険税として世帯主が納めます。

【 転入・転出されるとき 】

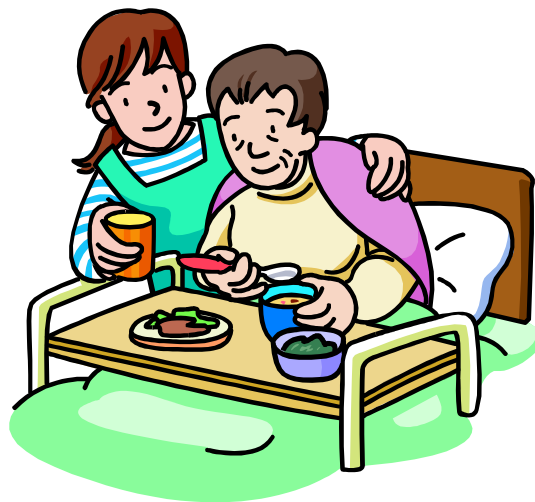
65歳以上の方(40歳～64歳までの要介護認定者を含む。)の転入・転出の手続きは次のとおりです。

このようなとき	手 続 方 法
転入したとき	通常の転入手続きを行ってください。(町民生活課 住民生活班(戸籍))介護保険料については、月割で計算し納付書が送付されますので、それにより納付していただきます。要介護認定を受けている場合で、「介護保険受給資格証明書」等の交付を受けている場合は、合わせて提出してください。
転出したとき	通常の転出手続きを行ってください。(町民生活課 住民生活班(戸籍))介護保険料については、転出する月の前月までの保険料を月割で計算し直して納付書が送付されますので、それにより納付していただきます。(納めすぎになっている場合には、還付されます。)要介護認定を受けている場合には、「介護保険受給資格証明書」が交付されますので、転出先市町村に提出してください。

【 特別養護老人ホーム 】

特別養護老人ホームは、65歳以上であって、身体、精神、環境及び経済的な理由により、居宅での生活が困難な方を養護するための施設です。

施設名	所在地	電話番号
さくら苑	井川町寺沢字綱木沢145-5	855-6123



保健・健康

- ◆各種健診
- ◆母と子の健康
- ◆子育て世代助成
- ◆予防接種

各種検診

健康福祉課 長寿福祉班 TEL874-3300 有線4455

検 診 名		対 象 者	料 金		内 容
住 民 健 診	特 定 健 診	40～74歳の 町国保加入の方 (※R6.4.1現在)	無 料		問診・診察・尿検査・身体 計測(身長、体重、腹 囲)・血液検査・心電図・ 眼底検査
	後期高齢者健 診	満75歳以上の方			
	基 本 健 診	①30～39歳の町国保の方 ②生活保護受給者 ③40歳以上の社保扶養家族 (※受診券をお持ちの方)			
歯 科 検 診		30・35・40・45・50・55・60 65・70・75歳以上の方	無 料		口腔内検査
胸部総合検診		30歳以上の方	200円	特定健診・基本健診を 受診した場合は『無料』	X線撮影
喀 痰 検 査		胸部総合検診の問診 で該当した方	500円		痰の検査
大腸がん検診		30歳以上の方	600円		便潜血反応検査
胃エックス線検査		30歳以上の方	1,000円		バリウムによる胃X線撮影
前立腺がん検診		50歳以上の男性	500円		血液検査(PSAの測定)
肝炎ウイルス検診		40歳になる方	600円		HCV抗体検査・HBs抗 原検査
骨粗しょう症検診		40・45・50・55・60 65・70歳の女性	913円		片手前腕部のエックス線 撮影
胃内視鏡検査		50・52・54・56・58歳の方 (R6.4.1現在)	4,000円		医療機関での内視鏡検査
子宮がん検診		20歳以上の女性	1,800円		子宮頸部の超音波検査・ 細胞診検査 卵巣の超音波検査
乳がん検診		30歳以上の女性	40～49歳 2,000円		マンモグラフィー検査
			30代・50歳以上 1,400円		

※特定健診・基本健診を受診される方は、併せて受診する検診・検査が無料となります。

ただし、別日程で実施される胃がん・子宮・乳がん検診は除きます。

※後期高齢者医療保険者証をお持ちの方及び生活保護世帯等の方は受診料が無料となります。



母と子の健康

健康福祉課 こども・子育て支援班 TEL874-4426 有線4437

【妊 娠】

種 別	対象者	内 容	実施場所	備 考
母子健康手帳交付	妊婦	母子健康手帳・妊婦一般健康診査・歯科健康診査受診票を随時交付します。	健康福祉課	住民票がある妊婦の方へ各種健康診査受診票を交付します。

【お子さんが生まれてから】

○赤ちゃん訪問

- ・事前に連絡し、お誕生後1か月頃に保健師がご家庭にお伺いします。
- ・希望があれば1か月未満でも訪問できます。

種 別	対象者	内 容	実施場所	備 考
すくすく学級	2～3か月児	発育状態の確認、育児相談、町の保健事業の紹介など	健康センター	広報紙等に掲載 
乳幼児健診	4か月児	身体計測、診察、育児相談、離乳食相談など		
	7か月児			
	10か月児			
	12か月児			
	1歳6か月児	身体計測、内科、歯科健診、育児相談、栄養相談、はみがき指導など		
	2歳児	育児相談、歯科検診、はみがき指導など		
	歯科検診			
	3歳児	身体計測、内科、歯科健診、尿検査、視聴覚検査、育児相談、栄養相談、はみがき指導など		
育児相談		育児相談(随時・定期)		

☆不妊治療助成事業

- ・特定不妊治療費助成事業
県で実施している同事業の助成後、自己負担分について上限10万円を助成します。
- ・一般不妊治療費助成事業
一般不妊治療に係る自己負担分について上限10万円を助成します。
- ・不育症治療費助成事業
不育症の治療費に係る自己負担分について上限10万円を助成します。
- ・男性不妊治療費助成事業
県で実施している同事業の助成後、自己負担分について上限10万円を助成します。

子育て世代助成

健康福祉課 こども・子育て支援班 TEL874-4426 有線4437

助成名	対象者	内容
お誕生クーポン券の進呈	井川町に住所を有する方で、その後も引き続き(1年以上)、本町に在住される方	【クーポン券の内容】 出生児1人につき、5万円分のクーポン券 (おむつ・ミルク・おしり拭き)を進呈
チャイルドシート等購入費補助	井川町に住所を有する4歳未満の乳幼児の保護者で、チャイルドシート又はベビースシートを購入する方	【補助金額】 購入金額の2分の1を補助 (上限額10,000円・乳幼児1人につき1回限り)
妊婦受診助成	井川町に住所を有する方	・妊婦健康診査等受診券 17回分 ・子宮頸がん等検査受診券1回分 ・産婦健康診査受診券 2回分 ・母乳育児相談受診券 3回分 ・妊婦歯科健診 1回分
多胎妊婦受診助成	多胎児を妊娠されている方	妊婦健康診査等受診券を6枚追加交付 (一部の医療機関では自己負担有り)
新生児聴覚検査助成	町内に住所を有する方から出生した新生児	聴覚検査の受診券を交付
高等学校等通学定期乗車券購入助成	・高等学校等に通学する生徒であり、保護者ともに町内に住所を有する方 ・町税、その他町に納付すべき料金について滞納の無い世帯 ・生活保護でない世帯	【対象となる定期券】 井川さくら駅から購入した鉄道の定期乗車券 【助成額】 定期乗車券金額の全額 【申請に必要な物】 在学を証明するもの 定期乗車券の写し
高等学校等通学費助成	・五城目高等学校に通学する生徒であり、保護者ともに町内に住所を有する方で、高等学校等通学定期乗車券購入助成を受けていない方 ・町税、その他町に納付すべき料金について滞納の無い世帯 ・生活保護でない世帯	【助成額】 井川さくら駅から八郎潟駅までの通学定期乗車券購入費用相当額 【申請に必要な物】 在学を証明するもの
在宅保育支援助成	・入園又は入所していない生後8週以後の日から3歳の誕生月に達していない子どもを常時、在宅で養育する者で、未入園児とともに井川町内に住民登録をしている方	【助成額】 未入園児1名につき月額20,000円 【申請に必要な物】 母子健康手帳
産後ケア事業	井川町に住所を有する母子が対象	・訪問事業 ・宿泊型施設利用(無料) ・デイサービス型施設の利用(無料)

予 防 接 種

健康福祉課 TEL874-3300 有線4455

【乳幼児定期予防接種】

予防接種名	対象者	実施場所	備考
ロタウイルス	1価:ロタリックス 生後6週～24週の児 5価:ロタテック 生後6週～32週の児	協力医療機関	広報紙等に掲載
B型肝炎	生後2か月～12か月未満児		
ヒブワクチン	生後2か月児～60か月未満児		
小児用肺炎球菌	〃		
五種混合 (ジフテリア、百日 ぜき、破傷風、ポ リオ、ヒブ)	第1期:生後2か月児～7歳半未満児 第2期:11歳～13歳未満児		
四種混合 (ジフテリア、百日 ぜき、破傷風、ポ リオ)	第1期:生後2か月児～7歳半未満児 第2期:11歳～13歳未満児		
BCG	生後5か月児～1歳未満児		
MRワクチン (麻しん・風しん)	1期:生後12か月児～24か月未満児 2期:次年度小学校へ入学する児		
水痘	生後12か月～36か月未満児		
日本脳炎	第1期初期:3～4歳未満児 第1期追加:4～5歳未満児 第2期:9～10再未満児		
子宮頸がん予防 ワクチン (2価・4価・9価)	小学6年生～26歳までの女子		

【こども任意予防接種】

予防接種名	対象者	実施場所	備考
おたふくかぜ	1歳児～就学未満児 ※就学前の3月31日までに接種し た場合を対象とします	協力医療機関	3,000円 ※1人につき2回の助成
インフルエンザ	生後6か月児～高校3年生相当		1回につき1,500円の助成

※任意予防接種の接種料金は医療機関によって異なります。

【成人予防接種】

予防接種名	対象者	実施場所	備考
带状疱疹 予防接種	井川町に住民登録のある 満50歳以上の方	協力医療機関	【不活化ワクチン:2回接種】 ◇64歳以下 井川町診療所での接種 ⇒ 1回につき13,000円 井川町診療所以外での接種 ⇒ 1回につき10,000円 ◇65歳以上 井川町診療所での接種 ⇒ 1回につき15,000円 井川町診療所以外での接種 ⇒ 1回につき10,000円 【生ワクチン:1回接種】 接種場所・接種年齢を問わず 5,000円
成人風しん 予防接種	・昭和37年4月2日～平成2年4月 1日生まれで、これまでに風しんの 予防接種を2回受けていない方 ※風しんにかかったことがある場合 や、妊娠中・妊娠の可能性ある 方を除く	協力医療機関	MR(麻しん風しん混合)ワク チンで接種した場合:上限 7,000円 風しんワクチンのみ接種した 場合:上限4,000円

【高齢者予防接種】

予防接種名	対象者	実施場所	備考
インフルエンザ	・満65歳以上の方 ・60歳以上65歳未満の方で心臓や 腎臓、または呼吸器の機能障害、 ヒト免疫ウイルスによる免疫の機 能障害を有する方	協力医療機関	1回につき 1,500円 補助
肺炎球菌 予防接種	・満65歳以上で接種したことがない方 ・満60歳から満65歳未満の方で心 臓、腎臓、呼吸器の機能に日常生 活が極度に制限される程度の障害 がある方		※65歳以上で5歳刻み(65・ 70・75・80・85・90・95・100歳) の方が定期接種の対象となり ます。 定期接種対象の方は、町助 成額の3,000円を差し引いた 額が医療機関の窓口で請求 されますので、自己負担分を お支払いください。 ※上記以外の方は任意接種 となり、医療機関の窓口で接 種費用を全額お支払いいた だき、後日領収書を添えて健康 福祉課へ申請することによ り、補助金3,000円を交付しま す。 ※既に肺炎球菌予防接種を 接種したことがある方は <u>助成 の対象外</u> となります。 再接種(2回目以降の接種) の必要性は、ひとりひとりの 状態によって異なります。再 接種をする場合は5年以上の 接種間隔をあけ、医師と相談 の上、接種するようにしてく ださい。

子育て支援

- ◆児童施設等
- ◆幼保連携型認定こども園 井川こどもセンター
- ◆子育て支援多世代交流館「みなくる」
- ◆放課後児童クラブ

児 童 施 設 等

公民館 Tel874-4422 有線4443

【児童福祉施設】

国庫児童館1館、地区集会所1ヶ所、コミュニティセンター1ヶ所の計3ヶ所に児童厚生員を配置して、子どもたちの遊びの拠点、活動の拠点となるように運営しています。

名 称	所在地	有線番号
井川町コミュニティセンター	井川町菰田字柳町36—1	4300
浜井川地区集会所	井川町浜井川字家ノ東425—2	4495
今戸児童館	井川町今戸字家ノ後83—1	2200

(開館時間) 火～金曜日(3月～9月) 午後1時～6時 (10月～2月) 午後1時～午後5時
土曜日、春・夏・冬休み等長期休業時 午前10時～午後6時(ただし、10～2月は午後5時)
(休館日) 日曜日・月曜日・年末年始

幼保連携型認定こども園 井川こどもセンター

健康福祉課 こども・子育て支援班 Tel874-4426 有線4437

こどもセンター Tel874-4151 有線4305

保育園と幼稚園を統合し、幼保一体保育・教育を実施しています。

	1号認定(幼稚園部)	2号・3号認定(保育園部)
定 員	30人	110人
対象年齢	3,4,5歳児	0～5歳児
保育時間	午前8時30分～午後1時	午前7時30分～午後7時
交通手段	スクールバス利用	スクールバス利用 (0・1歳児、延長保育利用 児は保護者による送迎)
入園希望	保護者が選択する	
保育内容	幼稚園部、保育園部の枠を外して年齢毎にチーム編成	

○延長保育 午後7時までの間で延長保育を実施します。1回100円

○乳児保育 母親の産休明けから乳児を受け入れます。

○一時預かり保育 入園していない児童でも、病気や冠婚葬祭など家庭で保育できない児童を一時的にお預かりします。

○保育期間 週3日以内

○時 間 午前7時30分～午後7時

○料 金 1 日 乳児 1,800円 1歳児以上 1,100円
半 日 乳児 1,100円 1歳児以上 700円

【子育て支援に関する補助金】

○すこやか子育て支援事業補助金

保育料助成事業・副食費助成事業

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、こどもセンターの保育料・副食費に対して助成します。

○井川町単独保育料

1歳児クラス以降全額助成、副食費全世帯全額助成、すこやか子育て支援事業への上乗せ助成があります。

【問い合わせ】

入園を希望する児童については随時受付を行っております。また、いろいろな事業や支援等に関しては、こどもセンター又は、健康福祉課こども・子育て支援班にお問い合わせください。

子育て支援多世代交流館「みなくる」

健康福祉課 こども・子育て支援班 Tel874-4426 有線4437

子育て支援多世代交流館 Tel838-6913 有線3790

子育て支援ホール、読書ルーム、多世代交流ホール、放課後児童クラブルーム、屋外遊具及び屋上遊具を備えた施設で、町内問わず誰でも気軽に利用できます。子育て支援や多世代交流のイベント等も行います。

< 開館時間 >

平日・土曜日 午前9時 から 午後6時30分

日曜日・祝日 午前9時 から 午後5時

臨時休業日あり (広報・ホームページ等でお知らせします)

子育て支援ホール 午前9時 から 午後4時

< わいわい広場開催日 > 毎週 月曜日、木曜日、金曜日

○未入園児が対象です。親子(祖父母)で遊びを楽しみ、子育ての輪を広げます。

放課後児童クラブ

子育て支援多世代交流館「みなくる」 Tel838-6913、838-6914 有線3790

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、保護者に代わり保育することで児童の健全な育成を図ります。

○対象児童 井川義務教育学校1年生～6年生の保育が必要な児童

○保育時間 平日は児童の退校時刻から午後6時30分まで
夏休み・冬休みなど長期休業時は、午前7時30分～午後6時30分まで

○保育の休日 日曜日・祝祭日・年末年始 他

○保育料 児童一人につき月額5,000円 日額400円

井川義務教育学校

教育委員会 TEL874-4424 有線4538

【入学するとき】

入学する児童・生徒の保護者に対して、入学する年の1月末日までに教育委員会から入学すべき学校及び入学期日を記載した入学通知書を送付します。次の場合は、教育委員会までご連絡ください。

- 入学通知書が届かないとき。
- 入学通知書を受け取った後に転居、転出するとき。
- 入学通知書の記載内容に誤りがあるとき。
- 国立、私立の学校に入学するとき。
- 心身に障害のある場合病弱な場合により、入学先の変更、または延期をしたいとき。

【就学時健康診断】

学校へ入学する前年の11月頃に健康診断を行います。実施の際は保護者宛に通知します。

【転入・転出をされるとき】

○町外の学校に移るとき

- ①戸籍窓口で転出の手続きをされた後で、教育委員会で「転入学通知書」の交付を受け、現在通っている学校に提出します。
- ②学校で「転学児童(生徒)教科用図書給与証明書」と「在学証明書」の交付を受け、転出先の教育委員会で転入の手続きを行います。

○町外の学校から来たとき

- ①戸籍窓口で転入の手続きをされた後で、教育委員会で「転入学通知書」の交付を受けます。
- ②学校へ「転入学通知書」と一緒に前の学校で交付された「教科用図書給与証明書」と「在学証明書」を提出し、転入の手続きを行います。

【教育に関する補助金・援助費】

○特別支援教育就学奨励費補助金

学校の特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者に対し教育費の一部を補助します。

○就学援助費

経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、教育費の一部を補助します。

○学校給食費補助金

保護者の経済的負担軽減を図るため、学校給食費を全額補助します。

○修学旅行費補助金

海外修学旅行の実施にあたり、パスポート取得費及び旅行費用を補助します。

【所在地】

名称	所在地	有線番号	電話番号
井川町立井川義務教育学校	井川町坂本字山崎38	4343	855-6012

奨 学 金 の 貸 与

教育委員会 TEL874-4424 有線4538

教育振興と住民福祉の一環として、有用な人材の育成と大学進学などの就学による経済的負担の軽減を目的に奨学金を貸与します。

○対象者 井川町住民の子弟で、大学、短期大学、専門学校、高等学校等に在学している者。

○貸与額

(大学、短期大学、専門学校生)

自宅外通学	月額	35,000円
自宅通学	月額	25,000円
入学初年度		300,000円

(高校生等)

	月額	15,000円
入学初年度		100,000円

(学生生活急変)

感染症等の発生により学生生活に著しく経済的な影響を受けた方
500,000円以内

○申請の期限 (1)前期の申請 4月10日 (2)後期の申請 9月10日

○貸与の決定 奨学金貸与選考委員会の意見を聞いて決定します。

○問い合わせ 詳しくは、教育委員会までお問い合わせください。



各種事業・学級・講座

公民館 Tel874-4422 有線4406・4443

体育館 Tel874-3668 有線4285

利用受付時間 8:30 ~ 17:15

○公民館利用にあたってのお願い

公民館をご利用される際には、次のことに注意してご利用下さい。

皆様に快適にご利用いただくために、ご協力をお願いいたします。

・使用後は、ゴミ等はお持ち帰りください。

・器具の破損や使用上の不都合が生じた場合は、事務室にご連絡ください。

【学級・講座】

事業名	内 容	備 考
あつまれ！ いかわっこ	体験学習、創作活動などを実施。自然体験や人との交流も深める。	前期課程児童まで
親子ふれあい活動	さまざまな体験活動を行いながら、親子、友だちとのふれあいを深める。	児童生徒と保護者
いかわ夕学の会	町民と子どもたちが一緒に学ぶ、夕学の集いです。	年数回 町民及び児童生徒等
高齢大学・大学院	講話、課題別学習、移動研修、交流活動、レクなど。	【活動休止中】
各種自主運営講座	英会話、フラダンス、煎茶、抹茶、絵画、パッチワーク、陶芸、小さな絵、書道、音楽同好会、オカリナ、3B体操、社交ダンス、舞踊、木曜スポーツ、桜爛太鼓、太極拳、生命の貯蓄体操、ヨガ等の講座があります。	開催時間等詳細については公民館へ
出 前 講 座	町民の要望により、講師の派遣、情報の提供等実施。	随時

【公民館事業】

事業名	内 容	備 考
二十歳の集い	二十歳を祝する記念式典と交流会。実行委員会で企画	8月15日、公民館
夏休みサマーフェスタ	育成会が中心となり企画する子ども夏まつりイベント。	8月
全町盆踊り大会	地域文化の継承と交流。	8月17日、日本国花苑
公民館まつり	町民作品の展示、舞台芸能発表等。	10月、公民館
きらめき女性のつどい	地域課題解決のため女性団体が連携して学習・交流。	1月、公民館
合同厄払い・還暦祭	女性33歳、男性42歳の厄払いと還暦祭を合同で実施。	2月、公民館

【 各種スポーツ大会 】

事 業 名	内 容	備 考
ウォーキング & トレッキング	指導者同伴で自然の中を歩いたり、町内外コースをウォーキングやトレッキングで楽しむ。	6月～10月中
町民体育大会	町民が一堂に集い楽しむスポーツイベント。	6月第4日曜日、 義務教育学校グラウンド
井川マラソン	5キロ、3キロの2コース。	10月中旬 体育館
全町卓球大会	未経験者、初心者、経験者に分かれて試合をします。	11月上旬、体育館
全町バスケットボール大会	バスケットボール & フリースロー大会。	11月下旬、 体育館
全町バレーボール大会	バレーボールの部 & ソフトバレーボールの部。	12月上旬、体育館

※各事業、学級・講座等のお問い合わせは公民館へ

ス ポ ー ツ 施 設

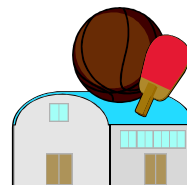
体育館 Tel874-3668 有線4285

ふれあいプラザ管理棟 Tel874-2088 有線3990

公民館 Tel874-4422 有線4443

利用受付時間 8:30 ～ 17:15

名 称	利用時間	休館日	受付電話番号
町民体育館	平 日 9:00～21:00 土日祝 9:00～17:00	月曜日・ 年末年始(12/29～1/3) ※町行事や管理上の 理由により、臨時休館 する場合があります。	TEL874-3668 有線4285
スポーツ交流館			
町民球場			
町民武道館			
テニスコート	4～11月 9:00～21:00	12 ～ 3月	TEL874-2088 有線3990
グラウンドゴルフ場	4～11月 9:00～17:00		
パターゴルフ場			



自治組織

総務課 総務班 TEL874-4411 有線4561

【町内会組織】

(29町内会)

大台・井内・仲台・大麦・寺沢・綱木沢・施田・館岡・赤沢・八幡・大倉・保野子・宇治木・小泉・新聞
今戸・小今戸・新屋敷・街道・田中・羽立・小竹花・中下村・上村・坂本・横岡・大野地・海老沢・さくら

【町内会の役割】

各町内会により、役割・活動は異なりますが、主な活動を紹介します。

- ・まちづくり懇談会の開催 ・町への要望、意見等の提出 ・文書、広報等の印刷物の配布
- ・各種イベントの実施、参加 ・行政情報の伝達 ・公民館分館の管理 ・地域内の環境美化活動
- ・納税の推進 ・社会教育の推進

【町内集会施設】

各町内には、集会施設があります。

町内名	集会施設名	所在地	有線番号
大台	大台地区防災センター	井内字桂畑62-12	4171
井内	井内分館	井内字杉ヶ崎127	4048
仲台	仲台分館	井内字上野239	3967
大麦	大麦分館	大麦字向村141-2	4097
寺沢	寺沢分館	施田字中ノ目29-9	3887
綱木沢	綱木沢地区集会施設	寺沢字綱木沢145-2	4277
施田	施田分館	施田字轡田31-3	3776
館岡	館岡分館	施田字羽根田195	3816
赤沢	赤沢分館	赤沢字赤沢163	4226
八幡	八幡分館	八田大倉字八幡7-2	3428
大倉	大倉分館	八田大倉字縄手内86	3497
保野子	保野子分館	保野子字堀合23	3359
宇治木	宇治木分館	宇治木字宇治木50	3548
小泉	小泉分館	黒坪字小泉25-1	3596
新聞	新聞分館	黒坪字新聞198-7	3656
今戸	今戸分館	今戸字家ノ後77-1	2186
小今戸	小今戸分館	今戸字小今戸5	2316
〃	小今戸第2分館	今戸字力子田327	2370
新屋敷	新屋敷分館	浜井川字洲崎156-2	2506
街道	街道分館	北川尻字海老沢樋ノ口24	2906
田中	田中分館	浜井川字家ノ東54-2	2686
羽立	羽立分館	浜井川字家ノ東425-2	2566
小竹花	小竹花分館	小竹花字小縄手下9-2	2977
中下村	中下村分館	北川尻字中村42-10	3008
上村	上村分館	北川尻字上村宅地66	3096
坂本	坂本分館	坂本字四百刈57-3	3086
〃	飛塚児童館	坂本字飛塚24	3278
横岡	横岡地区防災センター	坂本字横岡27-2	3368
大野地	大野地分館	坂本字大野地54-3	3317
海老沢	海老沢分館	北川尻字海老沢村191-2	3186
さくら	さくら分館	浜井川字新堰30-27	4774

町内巡回バス

総務課 企画調整班 TEL874-4411 有線4561

【運行ルート】

「さくら号」で、さくら駅、診療所、老人福祉センター「ゆうゆう」、スーパーセンター、隣町総合病院などの施設を中心に、町内全域を巡回します。
バス路線であればバス停以外でも乗降できますので、手を挙げるなど合図をしてください。

【料金】

無料

【利用者】

町内の運行はどなたでもご利用いただけます。
ただし、五城目方面(五城目高校、湖東厚生病院、五城目バスターミナル)に運行する便については、町外の方はご利用できません。

【運行日】

毎日

ただし、「平日」と「土日祝日」では運行コース・時間・本数が異なりますので、ご注意ください。

【運行時間】

「平日」 午前7時頃 ～ 午後4時半頃

「土日祝日」 午前7時頃 ～ 午後4時半頃

【バス時刻表】

運行バス内や「ゆうゆう」「診療所」「役場」などに備え付けてありますので、ご自由にお持ちください。また、町のホームページでもご覧になれます。

※JRのダイヤ改正に合わせて運行時間を変更することがありますので、ダイヤ改正が行われた場合は確認をお願いします。

詳しくは総務課 企画調整班へお問い合わせください。



さくら号



広 報 ・ 広 聴

総務課 TEL874-4411 有線4561

【 広報 】

○広報紙(毎月1日発行)

町からの情報やお知らせ、町の動きなどをはじめとして、地域の話や町民の活動などを広報で紹介します。

【 広聴 】

広報紙、ホームページなど様々な媒体を活用し町政に関する広報活動を行いながら、きめ細かな広聴活動を展開していきます。そして可能な限り町政に対する要望を取りまとめ、皆様のご意見を施策に反映していきます。

ホームページアドレス <http://www.town.ikawa.akita.jp>

情報公開と個人情報保護

総務課 TEL874-4411 有線4577

【 情報公開制度 】

町民の皆さんが町の持っている情報を知りたいときに、皆さんの請求に基づき情報を公開する制度です。情報公開は町民ならどなたでも請求することができます。所定の請求書に必要事項を記入して提出してください。

情報公開手数料は1件あたり200円です。

【 個人情報保護制度 】

町民の皆さんのプライバシーを保護するため、町が持っている個人情報の適正な取り扱いに関する基本的な事項を定めるとともに、町が持っている個人情報について、ご本人からの請求により開示、訂正などができる制度です。

有 線 放 送

告知放送センター TEL874-2610 有線4488 …放送関連

総務課 TEL874-4411 有線4577 …手続き関連

情報提供や通話手段として利用している有線放送電話があります。毎日の定時放送や緊急災害時などに、住民に迅速で正確な情報の提供をしています。

【 使用料 】

- ・使用料 月額500円 年額6,000円 (但し前納により年間使用料5,600円となります。)
- ・新規加入の場合 加入負担金 無料

【 手続き 】

- ・新規加入、名義変更、利用休止、利用廃止、移転が必要になった場合は、届出が必要です。
- 役場 総務課 有線放送担当までご連絡ください。

議 会

議会事務局 TEL874-4425 有線4511

町議会は、住民を代表する機関として、住民自治の理念に基づき施策の審議、決定を行う機関です。議員の任期は4年で定数は11名です。

【 定例会と臨時会 】

町議会は年4回開かれる「定例会」(3月・6月・9月・12月)と、必要に応じて開かれる「臨時会」があります。

【 傍聴 】

本会議は、どなたでも傍聴できます。受付をして注意事項を守り、傍聴してください。委員会の傍聴は許可が必要となりますので、希望される方は事前に事務局へお問い合わせください。

【 議会だより 】

定例会終了後、年4回発行して全戸配布します。

選 挙

選挙管理委員会事務局 Tel874-4411 有線4453

【 投票 】

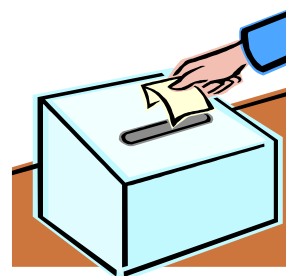
選挙のつど、入場券を発送します。入場券を持参して、投票所で投票します。投票所は入場券に記載してありますので確認してください。

【 期日前投票及び不在者投票 】

投票日当日に仕事や用事で投票所へ行けない見込みの方は、期日前投票ができます。また、指定の病院や施設に入院、入所されている方、町外に滞在中の方などは不在者投票ができます。投票場所は役場1階の住民相談室で、投票時間は午前8時30分から午後8時までです。詳しくは、選挙管理委員会へお問い合わせください。

【 投票場所 】

投票区	投 票 所
第1	井川町公民館井内分館
第2	井川町コミュニティセンター
第3	井川町民体育館
第4	井川町健康センター
第5	井川町公民館今戸分館 (今戸コミュニティセンター)



水道

産業課 環境整備班 TEL874-4421 有線4422

水道給水区域内においては、水道を使用できます。

【水道に関する届け出】

次のときは、事前に産業課へ届けてください。

- 水道の使用を始めるとき(住所、使用者、連絡先、開栓希望日)
- 水道の使用を止めるとき(住所、使用者、連絡先、閉栓希望日)
- 使用者の名義が変わるとき
- 水道料金の振替口座を登録及び変更するとき



【使用水量の検針】

- 検針は毎月行います。ただし、1月～3月分は推定量で計算し、4月分で精算します。
- 水道メーターのボックスやカウンターに物を置いたり、機器が庭木等で覆われることのないようにしてください。
- 水道メーターのボックスやカウンターの近くに犬をつながないでください。
- 家の増改築等で、水道メーターのボックスやカウンターが屋内や床下になる場合は、産業課へご連絡ください。

【水道料金のお支払い】

- 料金徴収は毎月行います。
- 口座振替は毎月24日で再振替は翌月10日です。(休日等により変動があります。)
- 口座振替が済みました前回の料金(領収額)は、検針時の「水道使用量のお知らせ」によりご確認ください。
- 口座振替をしない方は、納付書により指定金融機関、収納代理金融機関、役場で納入できます。また、外出できない方にはこちらから伺いますのでその際はご連絡ください。

【水道の工事及び修繕】

- 給水装置の新設・改造・修理撤去などの工事、宅地内の給水管・蛇口等からの漏水修理は、指定給水装置工事事業者へお申し込みください。
- 指定給水装置工事事業者の確認は産業課へお問い合わせください。

【水道メーターの交換】

- 水道メーターは8年毎に交換をすることが法律で義務付けられており、掘削工事が発生する場合もありますので、メーターの周辺には構築物を設置しないようにしてください。
- 口径が13mmより大きいメーターの交換については、使用者のご負担により指定給水装置工事事業者へ依頼してください。
- メーター交換の対象者には、事前に通知を送付いたします。

【水漏れかな?と思ったら】

前回に比べて急に水道の使用量が増えたようなときは、水が漏れている可能性があります。そのときは、下の【水漏れの調べ方】により調べてください。
調べた結果、漏水している可能性がある場合は、至急、井川町指定給水装置工事事業者へ修理を依頼してください。その際は、産業課にもご連絡ください。

【水漏れの調べ方】

- ①家中の蛇口を全部締めてください。
 - ②不凍栓(凍り止め)は全開になっているか確認してください。
 - ③水道メーターのパイロットを調べてください。
 - ◎メーター本体のパイロットが回っているか確認してください。
- 回っていると漏水の可能性があります。
メーターは、メーターボックスの中にあります。

下 水 道

産業課 環境整備班 Tel874-4421 有線4422

町内の下水道計画区域内で下水道を使用できます。

【下水道に関する届出】

次のときは、事前に産業課へ届け出てください。

- 下水道の使用を始めるとき
- 下水道の使用を止めるとき
- 使用者の名義が変わるとき
- 下水道使用料金振替口座を登録及び変更するとき

【下水道使用料のお支払い】

- 口座振替が済みました前回の使用料(領収額)は、水道検針時の「水道使用量のお知らせ」によりご確認ください。

【下水道排水設備工事を行うとき】

- 下水道排水設備の新設・増設などの工事は産業課へ、井川町排水設備指定工事業者を確認のうえお申し込みください。
- 下水道排水設備工事が完了したときは、完了届を産業課に提出してください。後日検査に伺います。

詳しくは産業課 環境整備班へお問い合わせください。

道 路 ・ 河 川

産業課 環境整備班 TEL874-4420 有線4464

【 道路・河川の境界 】

道路・河川に接する土地を登記などで測量する場合、また境界付近を造形・掘削する場合は、境界確認が必要です。境界確定をしたいときは、道路・河川の管理者へ届け出てください。

このようなとき	問い合わせ先
町道・法定外公共物(通称:赤道・青道)に接する土地の境界確定をしたいとき	町道 …………… 産業課 法定外公共物 …産業課
国道に接する土地の境界確定をしたいとき	秋田国道維持出張所
県道・二級河川に接する土地の境界確定をしたいとき	秋田地域振興局 建設部 用地課 TEL860-3452

【 道路・河川の占用 】

道路と河川は、どちらも大切な公共の財産であり、私的に使用することは、法律や条例で禁止されています。

やむをえず使用する場合は、道路占用の許可が必要です。

このようなとき	問い合わせ先
道路を掘削し給水管または配水管等を引き込むとき	産業課へ連絡 ※国道7号の場合は、 秋田国道維持出張所 TEL862-2276 ※国道285号・県道・二級河川の場合は 秋田地域振興局 建設部 用地課 TEL860-3452
道路の法面を埋めて出口をつくるとき	
河川、水路を横断して出入口(橋などの構造物)をつくるとき	
道路を一時的に使用するとき	〇五城目警察署交通課 852-4100

※河川は箇所によって県と町に管理が分かれているため、事前にお問い合わせください。

産業課 環境整備班 Tel874-4421 有線4422

【大規模な土地取引】

大規模な土地取引を行う場合は、取引の目的、面積などによって届け出や申し出が必要になることがあります。

総務課 総務班 Tel874-4411 有線4561

【建物を建築するとき】

建物を建築する場合は、原則として建築確認の手続きが必要となります。
詳しくは産業課へお問い合わせください。

【町営住宅の入居申し込み】

住宅に困っていて、かつ、町営住宅への入居条件(所得等)に適合している方が対象です。入居者募集については町の有線放送やホームページなどによりお知らせします。町ホームページ又は産業課窓口にある申込書に、住民票、前年分の所得証明書と源泉徴収票などを添付して申し込んでください。詳しくは産業課へお問い合わせください。

【町営住宅の家賃及び敷金】

町営住宅の家賃は、住宅の建設年度、規模、設備などにより異なりますが、1戸当たりの収入に応じて8段階に分かれています。また、家賃は毎年行われる収入調査によって変更されます。敷金については、入居時に家賃の3ヶ月分を納付していただきます。

【町営住宅の入居心得】

町営住宅入居者が、住宅及び共同施設の使用に必要な注意を払い、これを正常な状態で維持するために、住宅の管理などについて必要な事項を定めています。主な内容は、家賃の納入方法、各種費用の負担区分、町への届出及び承認事項、各種調査への協力、違反項目、小動物の飼育の禁止についてなどです。

【井川町定住化促進住宅(ジュネスドミール)】

町では、若い世代や子育て世代の方の移住・定住の促進を図るため、「井川町定住化促進住宅」を整備しております。入居募集については、町広報、ホームページ等でお知らせいたします。町ホームページ又は産業課窓口にある申込書に、必要事項を記入して申し込みください。詳しくは産業課へお問い合わせください。

敷金 100,000円

家賃 1LDK 月額48,000円(駐車場1台付き) 2LDK 月額60,000円(駐車場2台付き)

※上記の家賃にかかわらず、中学生以下の子1人につき3千円、未就学児及び妊婦1人につき5千円を減じた額とします。ただし、家賃月額の最低額は、40,000円です。

農 業

産業課 産業振興班 TEL874-4418 有線4546

農業委員会 TEL874-4419 有線4497

豊かに暮らせる町づくりのためには農林水産業の振興は欠かせません。井川町では意欲ある農業者を支援します。

【認定農業者について】

農業経営上での悩みを解消していくための一つの手段として認定農業者制度があります。この制度は農業者自らが経営改善計画をたて、その目標達成のために意欲を持って経営の改善・発展に取り組み、町や県などがこれら認定農業者に対して施策を集中して支援措置を講じていくものです。農業者は5年後を想定した「農業経営改善計画」を策定し、認定審査を通して認定され、その目標にむかって営農を展開していきます。

認定農業者のメリット	問い合わせ先
・認定農業者に農業委員会が農地を優先的に斡旋します	産業課 産業振興班 TEL874-4418 有線4546
・経営改善に関する相談会の情報提供を行います	
・農業者年金の保険料に対する助成があります	
・低利な農業制度資金の融資が受けられます	

【農業制度資金による融資について】

農地や農機具の購入、ハウス・加工施設の整備や、観光農業施設・流通販売施設の設置、また、既往借入金等の負担軽減や、新規就農のための資金確保等農業に関する融資を受けたい場合は、まず最寄りの農業協同組合、町の産業課などにご相談していただき、その後、借り入れできる資金を特定し必要な書類を作成します。

農業制度資金を借り入れる場合には、町や県の審査を受けることになっており、融資を受けたい場合、利子補給補助金を受けられます。

主な制度資金	問い合わせ先
・農業改良資金（無利子）	産業課 産業振興班 TEL874-4418 有線4546
・就農支援資金（無利子）	
・農業経営負担軽減支援資金	
・農業近代化資金	
・農業経営基盤強化資金（スーパーL資金・公庫資金）	

【農地の権利移動について】

農地の売買や賃貸借をする場合には農業委員会の許可が必要です。

このようなとき	問い合わせ先
・耕作目的で農地を売買・使用貸借等するとき	農業委員会事務局 Tel874-4419 有線4497
・農業経営基盤強化法で農地を売買・賃貸借するとき	

※売買については土地登記簿謄本をあらかじめお持ちください。

【農地の転用(届出)申請・農地の形質変更の承認申請について】

農地転用の方法及び内容については、その目的と区域の指定により基準があり、許可申請及び届出等を必要とします。なお、自分の農地に農業用施設などを建設する場合は、建築確認申請が必要です。

このようなとき	問い合わせ先
・自分の農地を住宅などの建設敷地(農作業小屋含む)にするとき	農業委員会事務局 Tel874-4419 有線4497
・他人の農地を宅地など農地以外の目的で取得するとき	
・農地に多量の土を入れたりして農地の形を変えるとき	
・農地を資材置場、駐車場、道水路など農地以外の用途にするとき	

※その土地の土地登記簿謄本をあらかじめお持ちください。

(注)転用許可を受けないで転用した場合、農地法の違反となり、現状回復命令などの罰則が適用される場合があります。

【農業者年金に関すること】

○加入資格

国民年金第1号被保険者で、農業に年間60日以上従事する60歳未満の者。

○保険料の助成制度(国の政策支援が受けられる制度)

60歳までに20年以上の加入期間を有する方で、次の①～④のうち、いずれかに該当する意欲のある担い手の方が対象です。

同一経営内での夫婦や親子など、複数の人も助成が受けられます。ただし、必要経費等控除後の農業所得が900万円以下であることが条件です。

①認定農業者または認定就農者で青色申告者

②上記①の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者と後継者

③認定農業者又は青色申告者のいずれか一方に該当する者で、3年以内に両方に該当する者になることを約束した者

④35歳未満の農業後継者で、35歳まで(25歳未満の者は10年以内)に認定農業者で青色申告となることを約束した者

【年金の種類と支給要件】

○農業者老齢年金

支給要件は65歳到達を原則とします。ただし、国民年金と同様に60歳まで繰り上げ支給を選択することができます。

○特例付加年金

国から保険料の助成を受けた部分に基づく年金(政策支援を受けた年金)です。支給要件は65歳到達を原則としますが、60歳まで繰り上げ支給を選択することもできます。また、経営継承の都合などで65歳を過ぎて受給開始することも可能です。(その分、年金額は高くなります。)

○死亡一時金

被保険者または被保険者であった者が80歳に達する前に死亡したとき、その遺族に支給されます。

農業者年金に関しては農業委員会事務局までお問い合わせください。

商 工 業

産業課 産業振興班 TEL874-4418 有線4546

【商工業振興助成】

町内の中小企業者の育成、従業員の福祉向上、雇用の安定及び企業立地の推進を図るための助成措置があります。

○奨励金

助成対象及び交付要件	経費及び助成費
町内に工場を新設した者で、その投下固定資産総額が3,000万円以上又は常時雇用する従業員の数が20人以上の者	町が賦課した固定資産税相当額から土地分を除いた額(増設の場合は、その増設分)が1年目は全額、2年目は3/4、3年目以降は 2/4を限度として町長が定める額。
町内の既存の工場を増設した者で、その結果著しく増産をなし得るものと認められ、かつ、その増設により増加した投下固定資産総額が2,000万円以上又は常時雇用する従業員の人数が20人以上増加した者	
工場を除く事業所で、新たな投下固定資産総額が新設の場合は3,000万円以上又は常時雇用者の数が5人以上、増設の場合は2,000万円以上又は5人以上増加した者	町が賦課した固定資産税相当額から土地分を除いた額(増設の場合は、その増設分)が1年目は全額、2年目は3/4、3年目以降は 2/4を限度とする額又は、増加した常時雇用者のうち、町内に住所を有する者1人について10万円を限度として町長が定める額。

○固定資産税課税免除

町内に工場を新設し、又は増設した者に対して課税開始から3年間固定資産税の課税を免除します。
詳しくは産業課までお問い合わせください。

【中小企業振興融資斡旋制度】

町内の中小企業の安定並びに業界の振興発展を図るために、事業資金の融資を斡旋をする制度があります。

○申請用件 町に1年以上住所又は事業所を有し、現に事業を営んでいる町税完納者又は町長が特に本町の産業振興に寄与するものと認めた者。

○融資限度額 1企業につき1,000万円とする。

詳しくは産業課までお問い合わせください。

観 光

産業課 産業振興班 TEL874-4418 有線4546

定住促進センター「国花苑」 TEL874-2503 有線3083

全国から200種2,000本を集めた40haにおよぶ桜の里「日本国花苑」には、パターゴルフ場、テニスコート、子ども遊戯広場、バラ園等が整備され四季折々に花が咲き、いつ訪れても楽しめる公園です。まちづくり事業の一環として2000年から10箇年にわたり実施した「桜の森彫刻コンクール」には、全国から多くの彫刻家の皆様から応募いただき大賞・優秀賞・町民賞に選ばれた彫刻作品（現在41点）が日本国花苑に設置されております。作品をご覧になる方は、日本国花苑や役場に備え付けている「彫刻の小径」に目を通し、彫刻家の制作意図等を参考にいただければ見方も変わることと存じます。

また、秋田リゾートライン（国道285号線）の日本国花苑入口から五城目町境界までの2.8kmにわたるサルスベリの街路樹は、夏の太陽の下濃いピンク色の花を咲かせます。

井川さくら駅から車で20分の井内地区では、ゲンジボタルとヘイケボタルが生息し6月末から7月始めにかけて夏の夜を幻想的に演出してくれます。





バラ園

ポピュラーな種類から
珍しいものまで300種類、
1,200本ものバラが
楽しめます。

主な品種 / プリンセス アイコ・ロイヤル プリンセス
ダイアナ プリンセス オフウェルズ



芝生公園



交通のご案内

- 車**
 - 秋田市方面から
国道7号～国道285号線(五城目、森吉方面)
700m直進右側
 - 能代市方面から
国道7号～井川さくら駅交差点を左折～
1.5km直進後右折～国道285号100m直進左側
 - 秋田空港から
秋田自動車道利用で40分
- 電車**
奥羽本線井川さくら駅下車、徒歩20分
- バス**
秋田中央交通・五城目線(秋田～五城目間)
浜井川下下車、徒歩20分

お問い合わせ

定住促進センター「国花苑」

〒018-1516 秋田県南秋田郡井川町浜井川二丁目102-1
TEL 018-874-2503

ふれあいプラザ管理棟

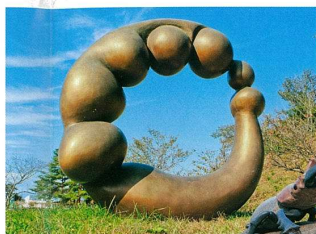
TEL 018-874-2088

秋田県井川町役場産業課

〒018-1596 秋田県南秋田郡井川町北川尻字海老沢樋ノ口78-1
TEL 018-874-4418 FAX 018-874-2600
URL <http://www.town.ikawa.akita.jp/>



風景のハーモニー



球形の視線
～水面の見える場所～



Homoderus mellyi
(メンガタクワガタ)



FAMILY 一家



桜の木の下 (電車ごっこ)

桜の森 ～彫刻の小径～

平成12年から10年間にわたって開催された
桜の森彫刻コンクールで、大賞・優秀賞・町民
賞に選ばれた作品41基が展示されています。



森の合唱隊



出会う (meet with)



桜の木の下 一友と詩う



異空間～交差する形



やすらさ



森 一四つ葉の
クローバー



I RON WILL 9



井川ゴリラ



日本国花苑の桜



御衣黄

花は全体にこく淡い緑色で部分的に濃緑色のすしが入る。花弁は約13枚。



雨情枝垂

童謡詩人野口雨情邸で栽培されていた品種。花は淡紅紫色。花弁は約20枚。



鬱金 (ウコン)

花が鬱金の根茎を使って染めた色に似ているので、鬱金の名がついた。花弁は7~18枚。萼裂片のふちは全縁。



市原虎ノ尾

花の咲き方が特徴的で虎の尾状に密生。花は白色で先端や外面は淡紅色。花弁は約50枚。



須磨浦普賢象

花は八重咲で黄緑色。神戸市須磨浦公園で発見された。平成生まれの品種。花弁は25~50枚。



天の川

枝がまっすぐ上を向いてのび、花もすべて上を向いて咲く。花は淡紅色。花弁は11~21枚。



楊貴妃

奈良興福寺の僧玄宗が愛でたことから名付けられた。花は淡紅色。花弁は15~20枚。



西宮権現平桜

阪神淡路大震災の支援活動に賛同していた西宮市と豊島町との姉妹提携の記念として植樹された。花は白色で花弁は5枚。



紅華 (コウカ)

花は淡紅紫色で先端や外面は紅紫色。花弁は35~40枚。北海道松前町で作出された品種で花期が長い。



白 妙

花径は5.4~6.1cm。花弁数は11~20枚。白色の八重桜では代表的な品種。樹勢が強く、大木となる。



思川 (オモイガワ)

栃木県の修道院で育成された。修道院下を流れる思川にちなんで命名。花は淡紅紫色。花弁は約10枚。

日本各地から集められた、200種2,000本の桜が咲き誇る



四季折々に咲き競う

日本国花苑

桜と彫刻の小径

日本国花苑は、昭和47年4月に昭和天皇・皇后両陛下のご訪欧、秋田県立百年、井川小学校統合校舎の建設を記念し、日本各地から集められた桜、200種2,000本が2年がかりで植樹された公園で、全国に数少ない学術的にも貴重な公園です。天皇・皇后両陛下のご訪欧の際、ヨーロッパ7カ国に贈られた桜も植栽されました。主な桜として、普賢象、紅豊、松月等があります。

平成元年からは、芝生広場やバタコゴルフ場、テニスコート、バラ園、ツツジ等の花木園などを整備すると共に、平成12年からは彫刻コンクールを実施し、総面積40haの桜と彫刻の公園として四季を通じて親しまれております。

●彫刻コンクール 作品

- 1 桜の木の下で (電車ごっこ)
- 2 桃文様「舞姫」
- 3 春の風
- 4 舞い降りた月
- 5 桜の木の下で
- 6 友と詩
- 7 夢の詩
- 8 Transfiguration
- 9 "RING" - mebus -
- 10 It blows.
- 11 重力空間
- 12 SEED - 命
- 13 雲の上の町
- 14 時と方位
- 15 Cycle - 90°
- 16 「風の予感」
- 17 井川コリ山
- 18 I RELATION 有る無し
- 19 FAMILY - 桜
- 20 桜が囁く
- 21 鳥獣のハーモニー
- 22 車の轡 (そのはな)
- 23 やすらぎ
- 24 緑の扉に誘われて (瞑想)
- 25 森の合唱隊
- 26 I RON WILL 9
- 27 親想の部屋
- 28 一歩進める道
- 29 Homodrus melody (メロディクワダ)
- 30 森 - 四つ葉のクローバー
- 31 サイは投げられた
- 32 出会う (meet with)
- 33 なまはげ
- 34 Metamorphosis - 未来への扉
- 35 本を讀もう
- 36 ピクニック
- 37 空(くう)にかける階段「08-XLI」
- 38 家族
- 39 球の増殖
- 40 一歩進める道
- 41 桜の舞



子福桜

秋から冬にかけてと春に開花。複数の実をつけることから子福桜と呼ばれる。花は白色のちに淡紅色。花弁は20~50枚。



アーコレード

開花期は4月と秋咲き。英国で育成された品種で、半八重咲きで淡紅色。花弁は10~15枚。



十月桜

10月頃開花し、冬の間に小さい花が断続的に咲き、春にも咲く。花は淡紅色~白色。花弁は10~16枚。



冬 桜

冬と春に開花し、12月下旬から1月上旬に最も多く咲く。春の花は淡紅色。のちに白色。花弁は5枚。

日本国花苑開花カレンダー

3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
十月桜 冬桜	ソメイヨシノ 江戸彼岸	ツツジ 芍薬 牡丹	アジサイ	バラ	サルスベリ						
	枝垂れ桜 紅枝垂れ										

苑内施設案内



A 定住促進センター「国花苑」
男鹿山々を見わたせる浴室 (サウナ付) や各種研修室有
入浴料/大人300円 小人100円
ご利用時間/AM 9:00~PM 9:00
TEL/018-874-2503



B ふれあいプラザ管理棟
テニスコート、バタコゴルフ、グラウンドゴルフ等のスポーツ施設有
料金/各施設によって異なる
ご利用時間/AM 9:00~PM 9:00
TEL/018-874-2088



C ふれあい山荘
日本国花苑内キャンプ場に隣接する休憩所。キャンプ場の申し込みは、定住促進センター「国花苑」へ。



D チビッコ広場
コンビネーション遊具や滑り台等を整備、えんぴつ形をしたトイレもあります。



苑 内 施 設 案 内

ふれあいプラザ管理棟 TEL874-2088

各施設のご利用方法・料金等は管理棟までお問い合わせ下さい。



パターゴルフ

9ホール、パー36コース。
一人でもグループでも楽しめます。
利用時間 午前9:00～日没
1時間 小中学生 100円/1人 一般 200円/1人
パターとボールは無料。
団体扱い 15人以上30人まで 3,000円
30人を超える場合、超える人数1人につき100円を加算



グラウンドゴルフ

一日中、一人でもグループでも楽しめます。
利用時間 午前9:00～日没
1時間 小中学生 100円/1人 一般 200円/1人
団体扱い 15人以上30人まで 3,000円
30人を超える場合、超える人数1人につき100円を加算



テニスコート

砂入り人工芝コートが4面
利用時間 午前9:00～日没
1時間1面 500円 /30分延長につき100円
ラケットとボールは無料貸し出しあります。



チビッコ広場

コンビネーション遊具や滑り台等を整備、えんぴつの形をしたトイレもあります。



バラ園

300種を超える1,000本以上のバラが咲き誇ります。



キャンプ場

炊事場が完備されています。定住促進センターにお申込みの上ご利用下さい。

TEL874-2503



ふるさと創生の森

オリエンテーリングやウォーキングにどうぞ。



ゲンジボタルの生息地です ～井川町井内地区～

ホタルはどんなところにすんでいるの？

井川町でみられるゲンジボタルとヘイケボタルは、日本でみられる代表的なホタルです。ゲンジボタルはきれいな小川等の水辺にしか生息しません。ですから、ゲンジボタルが生息しているということはそれだけ川がきれいだということなのです。ヘイケボタルは田んぼや流れのゆるやかな用水路、湿地等に生息します。

どのくらいの大きさなの？

ゲンジボタルはホタルの仲間の中では大きく、だいたいオスで14mm、メスで18mmくらいです。ヘイケボタルはゲンジボタルよりは小型で、だいたいオスで10mm、メスで12mmくらいです。

なんのために光るの？

飛びながら光っているのはほとんどオスです。メスは葉っぱの上などに止まっていて、オスが近くにくると強く光りだします。オスとメスがお互いに探しあうという目的で光っているのだといわれています。

いつ頃見られるの？

井内地区でホタルの光が多く見られるのは、だいたい6月末から7月上旬にかけてです。飛ぶ時間は夜の7時30分頃から9時頃までが多いようです。また、雨が降ったり、風のある日には飛ばなくなります。



